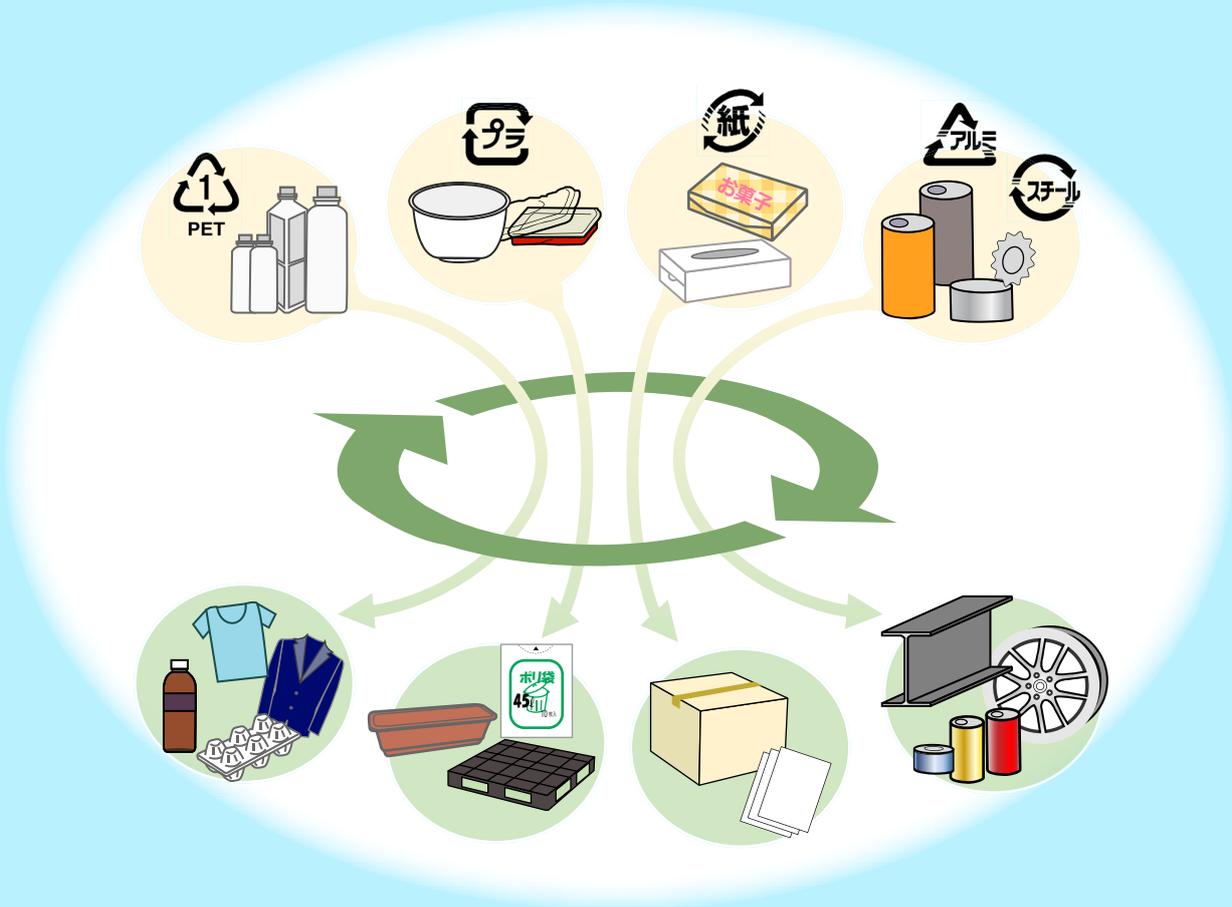


# 第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画 〔改訂版：第2版〕（案）



平成 28 年 3 月  
〔令和 8 年 (2026 年) 3 月改訂〕

# 目 次

## 廃棄物処理編

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨・位置づけ .....	1
2 計画の期間 .....	5
3 行政区域の概要 .....	6
<b>第2章 廃棄物処理の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 廃棄物処理の現状 .....	9
2 廃棄物処理の課題 .....	21
<b>第3章 廃棄物処理の基本目標・方針</b> .....	<b>25</b>
1 廃棄物処理の基本目標 .....	25
2 廃棄物処理の基本方針 .....	26
3 市民・事業者・市の役割 .....	27
4 計画目標 .....	29
<b>第4章 循環型社会の形成のための施策</b> .....	<b>32</b>
1 発生抑制・再使用の施策 .....	33
2 再生利用の施策 .....	36
3 熱回収の施策 .....	38
4 適正処理の施策 .....	39
5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策 .....	43
6 施策の進行管理 .....	45
<b>第5章 廃棄物処理計画</b> .....	<b>46</b>
1 廃棄物排出量及び廃棄物処理量の計画 .....	46
2 廃棄物収集運搬計画 .....	52
3 廃棄物処理計画 .....	53
4 廃棄物処分計画 .....	56
5 その他の計画 .....	57
<b>第6章 廃棄物処理施設整備計画</b> .....	<b>58</b>
1 整備方針 .....	58
2 整備計画 .....	59

## 生活排水処理編

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>60</b>
1 計画策定の趣旨 .....	60
2 計画の期間 .....	61
<b>第2章 生活排水処理の現状と課題</b> .....	<b>62</b>
1 生活排水の処理の方法 .....	62
2 生活排水の処理の現状 .....	64
3 生活排水の処理の課題 .....	66
<b>第3章 生活排水処理の基本目標・方針</b> .....	<b>67</b>
1 生活排水処理の基本目標・方針 .....	67
2 生活排水処理の数量目標 .....	67
3 生活排水処理の施策 .....	68
<b>第4章 生活排水の処理計画</b> .....	<b>69</b>
1 生活排水を処理する区域 .....	69
2 生活排水の処理計画 .....	69

## 参考資料

1 計画収集人口の算定 .....	70
2 廃棄物排出量等の計画 .....	71
3 生活排水処理の目標値 .....	77

# 廢棄物處理編

# 第1章

# 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨・位置づけ

### 計画策定の趣旨

- (1) 一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の発生抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるため、廃棄物処理の基本的事項を定めるものです。

市では、廃棄物処理の基本方針を掲げ、市民・事業者・市が協働のもと、「低炭素社会」・「自然共生社会<sup>※1</sup>」・「循環型社会<sup>※2</sup>」を構築するため、長期的・総合的視点に立った廃棄物の発生抑制から最終処分までの適正な処理を進めることを目的に「第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」といいます。)を平成28年3月に策定し、5年後の令和3年3月には中間見直しを行っています。

今般、本計画の中間見直しから5年が経過したことから、数値目標の達成状況や施策の取組状況に関する評価を行うとともに、上位計画である環境基本計画での低炭素社会から脱炭素社会<sup>※3</sup>への見直しとの整合を図り、改訂しています。

また、これまで資源物を含めて「廃棄物」を一括して「ごみ」と表記している箇所については、資源物の取扱を明確に区分するため、「ごみ」を「廃棄物」とします。

- (2) 廃棄物を取り巻く状況

廃棄物は、私たちの日常生活や事業活動によって、絶え間なく排出されるとも身近なものです。

豊かで便利な社会や快適な生活環境を追求することは、私たちにとって望ましいことですが、一方では、天然資源の浪費、自然環境の破壊のほか、廃棄物の量的拡大や質の多様化などを引き起こし、廃棄物処理を取り巻く状況は、深刻化しています。

特に廃棄物処理に関しては、分別区分の増加、適正処理困難物や在宅医療廃棄物の排出など、一層高度化・複雑化しています。

- 
- ※1 自然共生社会：人間と地球に生きる全ての生物がともに暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会を示しています。
  - ※2 循環型社会：天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会です。循環型社会を形成する方法として、①廃棄物を出さない。②出た廃棄物はできるだけ利用する。③どうしても利用できない廃棄物はきちんと処分する。ということが大切です。
  - ※3 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す社会を示しています。

## 国や北海道の廃棄物処理にかかる取組状況

国は、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では、資源生産性や循環利用率向上の取組強化のため、資源を持続可能かつ効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー<sup>※4</sup>）への移行を推進することが需要としています。関係者が協力して循環経済への移行に取り組むことを政策課題と位置づけ、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめています。

(3)

北海道は、令和7年4月に「北海道廃棄物処理計画(第6次)」を策定しました。この計画では、国の廃棄物処理基本方針に示されている廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、地域の活性化にもつなげる地域循環共生圏づくりなどの視点で取組等を推進することとしています。

## 千歳市の廃棄物処理にかかる取組状況

市は、廃棄物の減量化や再資源化を図るために、道内でも早くから集団資源回収事業に取り組んでおり、昭和57年度の事業開始以降、着実に資源回収実績を上げてきました。

(4)

平成13年度には4種資源物の収集、平成23年10月にはプラスチック製容器包装の収集、平成26年度には使用済み小型家電の回収をそれぞれ開始し、廃棄物の再資源化の拡大を行ってきました。

平成18年5月には、廃棄物の排出抑制や再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化など、廃棄物処理に関する市民意識の向上を目的とした「家庭廃棄物の有料化」を実施しています。

平成28年5月には、千歳市災害廃棄物処理計画（令和5年12月31日一部変更）を策定し、大規模災害が発生した時に発生する「災害廃棄物」について、迅速かつ適切な処理を行うために必要な応急対策、復旧・復興対策などをまとめています。

令和6年4月に道央廃棄物処理組合の新たな焼却施設の稼働開始に伴い、プラスチック類や皮革・ゴム製品等を燃やせないごみから燃やせるごみに分別変更しています。

このほか、家庭廃棄物や事業系廃棄物等の処理手数料や産業廃棄物処分費用の適時見直しを行っており、直近では事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処分費用を令和7年4月に改定しています。

(5)

## 千歳市の廃棄物処理計画の変遷

本市は、昭和55年3月に「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定して以来、社会状況の変化に対応しながら適宜新たな計画の策定を行ってきました。平成10年4月に策定した「第1次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を法令に基づく計画として位置付けています。

平成15年3月に策定した「第2次千歳市一般廃棄物処理基本計画」では、市民・事業者・市の役割分担を明確にするなど循環型社会形成に向けた一歩を踏み出しました。

そして、平成17年7月に「千歳市循環型社会形成推進施策20」を策定したことにより、廃棄物の排出量の見直しが必要となったため、平成18年3月に改定しています。

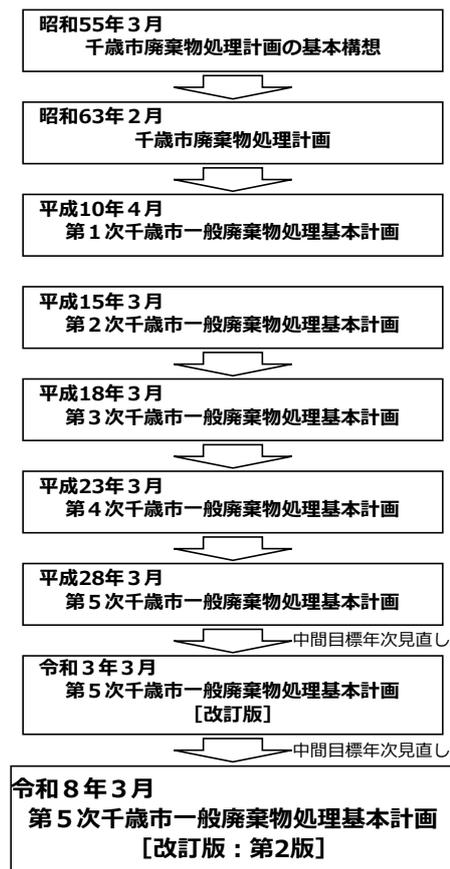
また、平成22年度における「北海道循環型社会形成推進基本計画」の改定のほか、計画収集人口の見直し、平成23年8月からの新たな破碎処理場の稼働、及び同年10月から

---

※4 サークュラーエコノミー：従来の3R（発生抑制(Reduce：リデュース)、再使用(Reuse：リユース)、再生利用(Recycle：リサイクル)をいいます。）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

のプラスチック製容器包装の分別収集開始等により、廃棄物処理計画及び施設整備計画の見直しが必要となったことから、平成23年3月に改定を行っています。

平成28年3月には、平成26年2月の道央廃棄物処理組合<sup>※5</sup>の設立及び平成27年3月の道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画<sup>※6</sup>」の策定並びに「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」の改定といった、関係計画の改定に伴う整合性や廃棄物処理を取り巻く状況の変化に対応するため、「第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和3年3月には、中間目標年次にかかる検証の結果を反映し、改訂しています。



## (6) 千歳市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

千歳市一般廃棄物処理基本計画は、千歳市におけるまちづくりの最上位計画である千歳市第7期総合計画と総合計画の施策を環境面から総合的・計画的に推進することを目的とした第3次千歳市環境基本計画の下に位置する計画であり、道央廃棄物処理組合が策定する「ごみ処理広域化基本計画」と整合を図りながら、市内全域の一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本的な事項を定めています。

本計画の取組は、市民・事業者・市が相互に連携・協働し、快適で住みよい生活環境を維持するため、持続的発展が可能な循環型社会形成の推進を目的としていることから、「SDGs（持続可能な開発目標）<sup>※7</sup>」の目指すゴールと共通しており、SDGsの目標達成に向けて貢献することとしています。

- 
- ※5 道央廃棄物処理組合：2市4町（千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町）で構成されており、持続可能な循環型社会の構築を目指し、共同処理を進めています。」
  - ※6 ごみ処理広域化基本計画：焼却対象ごみの広域処理を展開する上で必要な統一すべき条件やルール等について、将来の方針を定めたもので、道央廃棄物処理組合が平成27年3月に策定しました。その後、栗山町の加入により、平成28年3月に改定しています。
  - ※7 SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とした先進国を含む国際社会全体の開発目標です。



図 1 - 1 千歳市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



図 1 - 2 千歳市一般廃棄物処理基本計画とSDGsの関連

## 2 計画の期間

### 千歳市一般廃棄物処理基本計画の期間

計画の期間は、廃棄物処理施設及び最終処分場の整備に長期的な見通しが必要なことから、平成28年度から令和12年度までの15年間としています。

また、経済社会の変化に対応するため、5年ごとに見直しを行う中間目標年次を令和2年度と令和7年度に設定します。

- (1) なお、本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

今回、令和7年度の中間目標年次にかかる検証の結果を反映し、改訂しています。

表 1-1 計画目標のスケジュール

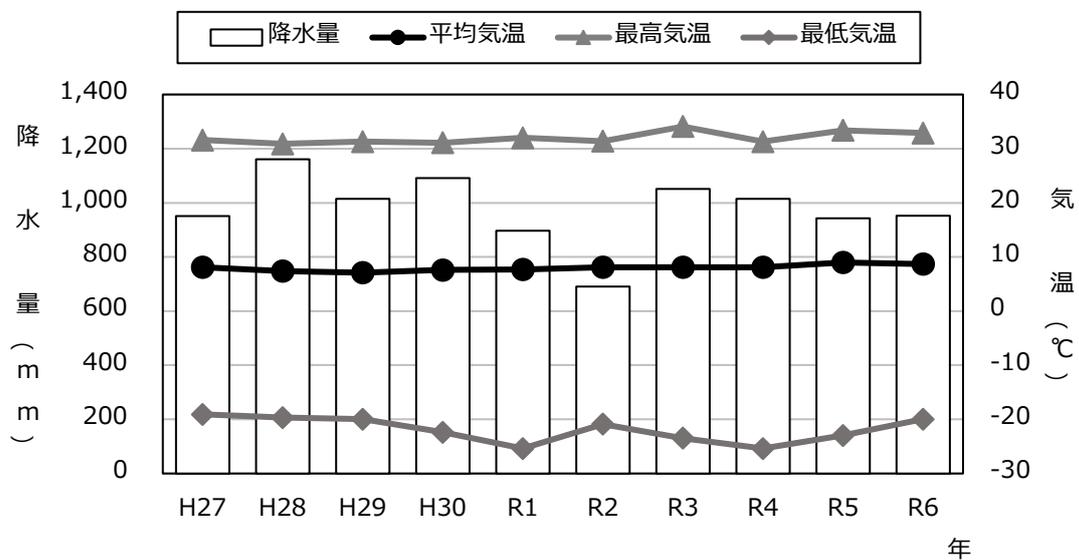
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
内容	計画策定年次	第1期			中間目標年次	第2期			中間目標年次	第3期			計画目標年次			
	見直し				見直し						見直し					見直し



表 1-2 気象データ（平成27年～令和6年）

区分	気温（℃）			降水量（mm）	最多風向
	平均気温	最高気温	最低気温		
平成27年	8.1	31.6	-19.1	951	北北西
平成28年	7.4	30.9	-19.7	1,161	北西
平成29年	7.1	31.3	-20.0	1,015	北西
平成30年	7.6	31.1	-22.4	1,092	南東
令和元年	7.7	32.0	-25.4	897	南
令和2年	8.1	31.4	-20.9	690	南南東
令和3年	8.1	34.1	-23.5	1,051	南東
令和4年	8.1	31.3	-25.4	1,015	南東
令和5年	9.0	33.4	-23.0	943	南東
令和6年	8.7	32.9	-20.0	952	北北西

※千歳観測所（アメダス）によります。



※千歳観測所（アメダス）によります。

図 1-4 年ごとの降水量、気温の推移（平成27年～令和6年）

(3)

### 人口動態

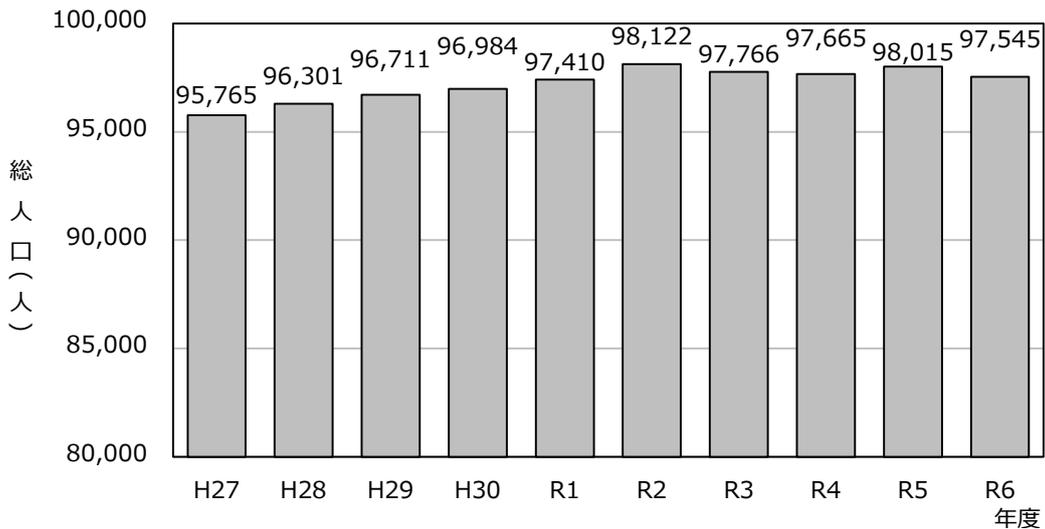
令和6年10月1日現在の総人口は、97,545人であり、人口の推移は表 1-3に示すとおりで、令和2年度をピークに増減を繰り返しながら推移しており令和6年度において97,545人となっています。

表 1-3 総人口の推移（平成27年度～令和6年度）

（単位：人）

年	総人口	増減	年	総人口	増減
平成27年度	95,765	-	令和2年度	98,122	712
平成28年度	96,301	536	令和3年度	97,766	-356
平成29年度	96,711	410	令和4年度	97,665	-101
平成30年度	96,984	273	令和5年度	98,015	350
令和元年度	97,410	426	令和6年度	97,545	-470

※千歳市資料（住民基本台帳及び外国人登録者名簿）各年10月1日現在



※千歳市資料（住民基本台帳及び外国人登録者名簿）各年10月1日現在

図 1-5 総人口の推移（平成27年度～令和6年度）

## 産業

(4)

産業別従業者数は、いずれの産業においても増加傾向となっています。令和3年における産業別の割合は、第1次産業が1.3%、第2次産業が17.8%、第3次産業が80.9%となっています。

また、令和3年において、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業で全事業所数の約41%、全従業者数の約22%を占めています。

表 1-4 産業別従業者数の推移

(単位：人)

区分	平成26年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業	35	386	41	702
林業	4	20	3	17
漁業	3	33	2	16
第1次産業計	42	439	46	735
鉱業・採石業・砂利採取業	2	3	1	16
建設業	245	2,013	249	2,375
製造業	153	7,172	156	7,389
第2次産業計	400	9,188	406	9,780
電気・ガス・熱供給・水道業	7	140	4	118
情報通信業	17	82	20	103
運輸業・郵便業	136	4,792	159	5,151
卸売業・小売業	857	7,717	789	7,559
金融業・保険業	56	493	56	539
不動産業・物品賃貸業	135	1,066	155	1,056
学術研究・専門・技術サービス業	85	706	94	670
宿泊業・飲食サービス業	631	4,670	529	4,339
生活関連サービス業・娯楽業	311	2,242	305	2,190
教育・学習支援業	129	1,472	135	2,251
医療・福祉	232	4,210	280	4,656
複合サービス事業	17	293	16	300
サービス業（ほかに分類されないもの）	182	2,679	205	4,790
公務（ほかに分類されるものを除く）	32	10,042	33	10,751
第3次産業計	2,827	40,604	2,780	44,473
合計	3,269	50,231	3,232	54,988

※平成26年経済センサス-基礎調査、令和3年経済センサス-活動調査によります。

## 第2章

# 廃棄物処理の現状と課題

## 1 廃棄物処理の現状

### 廃棄物の種類と区分

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「廃棄物」について定義されており、「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう」と定めています。

また、「廃棄物」は、排出者やその性状により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分けられ、本計画では、「一般廃棄物」を「し尿」以外の「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分します。

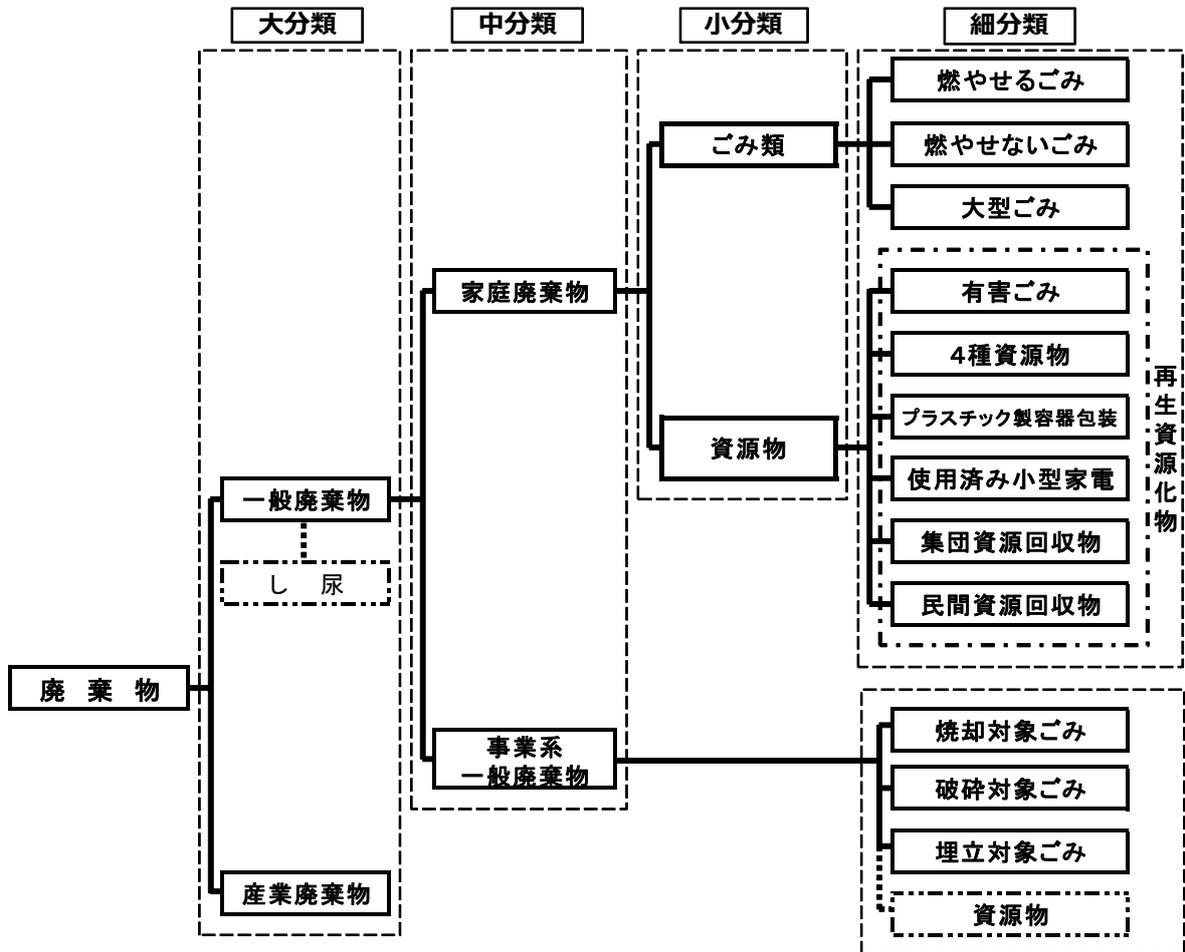


図 2-1 基本計画で定める廃棄物の区分

## ア 家庭廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を示し、焼却処理又は破碎処理を行って最終処分する廃棄物として分別されて家庭から排出される「ごみ類」と、資源として再生・再利用する廃棄物として分別されて家庭から排出される「資源物」に区分します。

### ごみ類

家庭廃棄物のうち、ごみ類は、本市の廃棄物分別区分の燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみを示します。

### (ア) 資源物

一般廃棄物のうち、資源として回収されるものを資源物といいます。

- (イ) 資源物は、市民団体や民間企業による資源回収事業へ排出される廃棄物及び本市の廃棄物分別区分の有害ごみ、4種資源物<sup>※9</sup>、プラスチック製容器包装<sup>※10</sup>、使用済み小型家電<sup>※11</sup>、集団資源回収物<sup>※12</sup>及び民間資源回収物<sup>※13</sup>に区分します。

## イ 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を示します。

事業系一般廃棄物は、焼却対象ごみ、破碎対象ごみ、埋立対象ごみ、資源物に区分します。

なお、このうち、焼却対象ごみ、破碎対象ごみ、埋立対象ごみを本市で処理していません。

## ウ 産業廃棄物

事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくずなど「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいい、市が処理する産業廃棄物は、「千歳市廃棄物の処理等に関する条例<sup>※14</sup>」第21条第2項の規定により本市域内において生じた産業廃棄物のうち、次に示すものとしています。

- 
- ※9 4種資源物：ペットボトル、発泡スチロール、びん、空き缶の4種類を再生資源として平成13年度からステーション収集しています。
  - ※10 プラスチック製容器包装：プラスチック製の容器及び包装であり、中身の商品を取り出した後、不要となるもので、プラマークが表示されています。
  - ※11 使用済み小型家電：家庭から排出される使用済みの小型家電製品で、携帯電話やデジタルカメラなど、回収品目は多岐にわたります。使用済み小型家電は、これまで破碎処理をした後、埋立処分をしてきましたが、金・銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれていることから、「小型家電リサイクル法」に基づき、平成26年4月から無料回収を行っています。
  - ※12 集団資源回収物：町内会等市民協力団体が回収を行っている資源物で、家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙類、空き缶、鉄くずなどの金属類、生きびんなど実施団体により、回収品目は多岐にわたります。市は、廃棄物の減量及び再資源化を推進するため、実施主体である公益財団法人ちとせ環境と緑の財団へ事業運営に係る補助金を交付するなど同事業の安定した運用を支援しています。同財団は、実施団体である町内会等市民協力団体に対して回収品目及び回収重量に応じた奨励金を交付しています。
  - ※13 民間資源回収物：市民団体等の民間団体が回収を行っている資源物で、家庭から排出される割り箸、古衣料、家庭用廃食用油(植物油)、ペットボトルのキャップです。
  - ※14 千歳市廃棄物の処理等に関する条例：発生する廃棄物の抑制及び再利用を図り、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の形成並びに清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とした条例で、平成5年3月に施行しました。

燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類(建設リサイクル法対象建設工事の特定建設資材廃棄物、廃石膏ボードを除く。)

市が処理する産業廃棄物は、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に支障がない範囲に限り、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて処理することができ、その性状から、焼却対象ごみ、破碎対象ごみ及び埋立対象ごみに区分します。

## 廃棄物処理の流れ

家庭廃棄物の燃やせるごみ、事業系一般廃棄物の焼却対象ごみ及び破碎可燃物<sup>※15</sup>は、令和6年度から道央廃棄物処理組合の焼却施設で処理しています。

(2) また、家庭廃棄物の燃やせないごみ、大型ごみ及び事業系一般廃棄物の破碎対象ごみは、破碎処理場で処理しています。

焼却残渣、破碎残渣及び焼却処理又は破碎処理の困難なものは、埋立処分地で埋立処分しています。

家庭廃棄物のうち再生資源化物について、プラスチック製容器包装は、破碎処理場内で選別し、再資源化しています

有害ごみは、市では処理できないため、専門処理業者によって無害化・再資源化しています。

4種資源物は、リサイクルセンターで選別し、再資源化しています。

使用済み小型家電、集団資源回収物及び民間資源回収物は、各処理業者が再資源化しています。

---

※15 破碎可燃物：破碎処理場で処理した廃棄物のうち、燃やせるものをいいます。

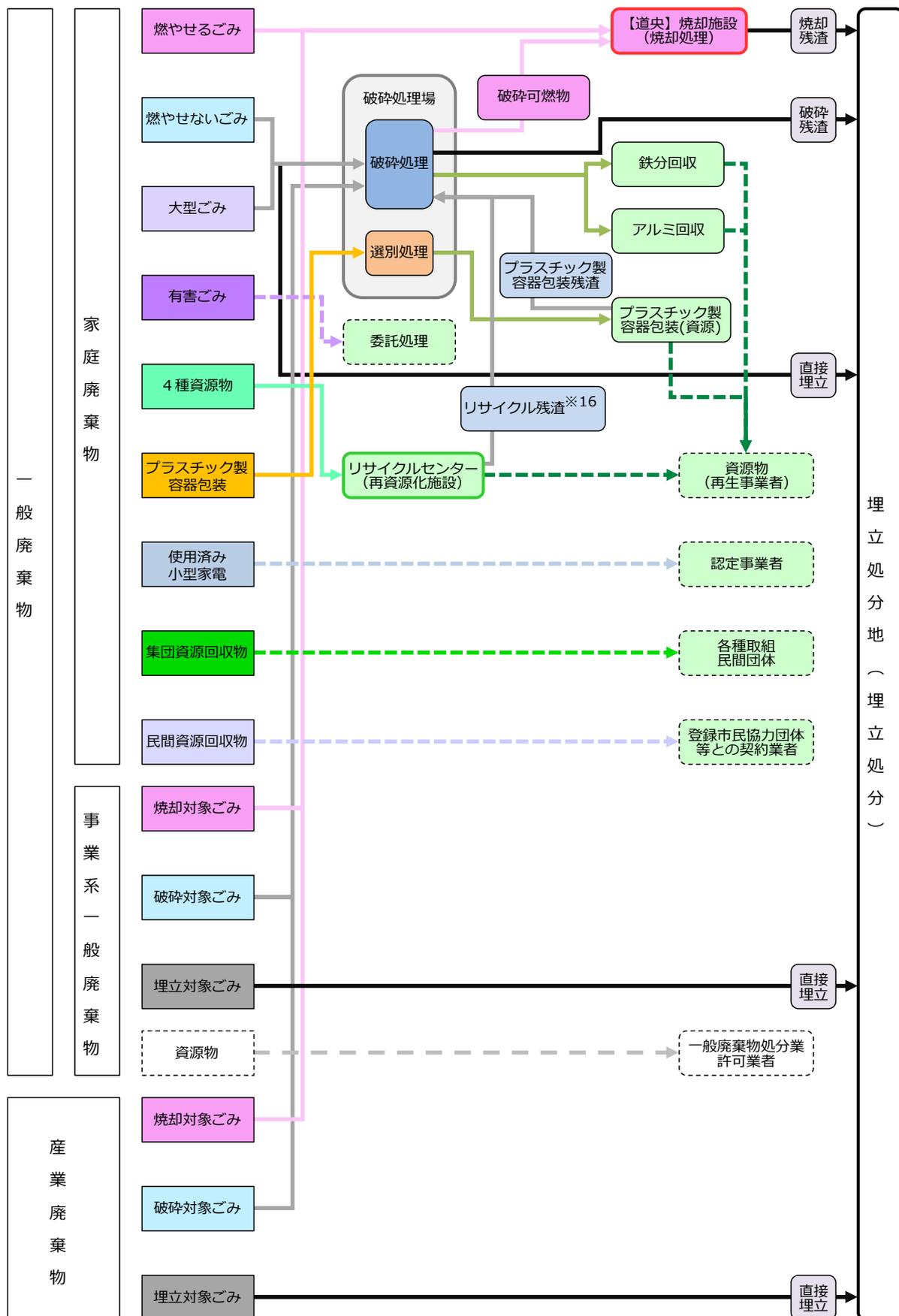


図 2-2 廃棄物処理の流れ (令和7年度)

※16 リサイクル残渣：リサイクルセンターへの搬入物から、資源物として再資源化するものを除いたものをいいます。

## 廃棄物処理体制と処理方法

廃棄物処理体制と処理方法を次のとおりとしています。

表 2-1 廃棄物処理体制と処理方法

種類	区分	収集運搬体制	中間処理		埋立処分	
			処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
(3) 家庭廃棄物	燃やせるごみ	市(委託)	広域(委託)	焼却処理	市(委託)	埋立処分
	燃やせないごみ	市(委託)	市(委託)	破碎処理	市(委託)	埋立処分
	プラスチック製容器包装	市(委託)	市(委託)	再資源化	-	-
	有害ごみ	市(委託)	外部委託	無害化・再資源化	-	-
	4種資源物	市(委託)	市(委託)	再資源化	-	-
	大型ごみ	市(委託)	市(委託)	破碎処理	市(委託)	埋立処分
	使用済み小型家電	認定事業者による拠点回収	認定事業者	再資源化	-	-
	集団資源回収物	登録市民協力団体との契約業者	登録市民協力団体との契約業者	再資源化	-	-
	民間資源回収物	各取組市民団体等が定める拠点回収等及び民間事業者	各取組市民団体等との契約業者及び民間事業者	再資源化	-	-
一般事業系廃棄物	焼却対象ごみ	直接搬入等	広域(委託)	焼却処理	市(委託)	埋立処分
	破碎対象ごみ	直接搬入等	市(委託)	破碎処理	市(委託)	埋立処分
	埋立対象ごみ	直接搬入等	-	-	市(委託)	埋立処分
産業廃棄物	焼却対象ごみ	直接搬入等	広域(委託)	焼却処理	市(委託)	埋立処分
	破碎対象ごみ	直接搬入等	市(委託)	破碎処理	市(委託)	埋立処分
	埋立対象ごみ	直接搬入等	-	-	市(委託)	埋立処分

(4)

### 収集運搬

家庭廃棄物の収集運搬は、実施当初は市直営で行っていましたが、平成10年度に一部民間委託を開始し、平成13年度からは完全な民間委託により実施しています。

現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ及び4種資源物はステーション方式で収集し、大型ごみについては戸別方式で収集しています。

使用済み小型家電は、認定事業者により拠点回収しています。

集団資源回収物は、町内会等の団体を単位とした拠点回収方式により公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が収集運搬していましたが、平成24年10月からは、新たな集団資源回収システムに移行し、町内会等の営利を目的としない登録市民協力団体が回収業者と直接契約した上で、回収品目、回収日時及び回収方法等を決定する方式となっており、登録市民協力団体には回収量に応じた奨励金を交付しています。

民間資源回収物は、各取組市民団体等が定める拠点回収等及び民間事業者により回収を行っています。

事業系一般廃棄物は、収集運搬許可業者又は排出者自らにより、市や民間の施設に搬入しています。

## 中間処理施設

搬入された廃棄物は、焼却処理による減量化・衛生化・安定化、破砕処理による減容化、選別による再資源化を目的に各処理施設で中間処理を行っています。

燃やせるごみについては、令和6年4月から道央廃棄物処理組合の焼却施設にて処理を行っており、ごみ焼却熱を利用して発電を行い、発電した電力は、施設内で使用するほか、余剰分は電力会社に売電しています。また、焼却処理に伴う余熱を活用してごみ搬入・搬出路、駐車場等のロードヒーティングを行っています。

(5)

表 2-2 中間処理施設の概要

施設の名称	処理能力	所在地	運転開始年月
道央廃棄物処理組合焼却施設	158t/24h (79t/24h×2炉)	根志越2533番地の1	令和6年4月
千歳市破砕処理場	40t/5h	美々758番地の53、141	平成23年8月
千歳市リサイクルセンター	17t/5h	美々758番地の141	平成13年4月
千歳市小動物焼却処理場	170kg/h	美々758番地の1	平成6年4月

## 最終処分場

最終処分場は、廃棄物を埋め立てる埋立処分地と埋立処分地内の汚水を処理する排水処理場から構成されます。

(6)

昭和59年に供用開始した第1埋立処分地では、主に産業廃棄物の処分を行っています。平成7年に供用開始をした第2埋立処分地は、平成18年11月に埋立を終了し、一部高上げの実施後の平成28年4月から再供用し、現在は第3埋立処分地の運用との兼ね合いから休止をしています。

平成17年に供用開始した第3埋立処分地は、令和2年4月に埋立を終了し、高上げ実施後の令和4年4月より再供用をしています。

表 2-3 埋立処分地の概要

施設の名称	埋立面積	埋立容量	所在地	埋立開始年月
千歳市第1埋立処分地	86,000m <sup>2</sup>	518,230m <sup>3</sup>	美々758番地の1	昭和59年10月
千歳市第2埋立処分地	46,800m <sup>2</sup>	362,764m <sup>3</sup>	美々758番地の1	平成7年4月 (平成18年11月埋立終了)
千歳市第2埋立処分地 (高上げ部)	19,400m <sup>2</sup>	81,600m <sup>3</sup>	美々758番地の1	平成28年4月 (令和4年4月休止)
千歳市第3埋立処分地	45,000m <sup>2</sup>	310,000m <sup>3</sup>	美々758番地の1	平成17年12月 (令和2年4月埋立終了)
千歳市第3埋立処分地 (高上げ部)	35,600m <sup>2</sup>	105,891m <sup>3</sup>	美々758番地の1	令和4年4月

※千歳市第1埋立処分地は、平成2年度、平成8年度に各々2.5mの高上げ工事を行い、容量を71,100m<sup>3</sup>、77,000m<sup>3</sup>増やしています。

表 2-4 排水処理場の概要

施設の名称	処理能力	所在地	運転開始年月
第1排水処理場	100m <sup>3</sup> /日	美々758番地の52	昭和59年10月
第2排水処理場	190m <sup>3</sup> /日	美々758番地の52	平成7年4月
第3排水処理場	120m <sup>3</sup> /日	美々758番地の52	平成17年7月

※各排水処理場の処理水は、平成17年から公共下水道に接続し放流しています。

※第2埋立処分地の高上げに伴い、第2排水処理場の処理能力を120m<sup>3</sup>/日から190m<sup>3</sup>/日に増強しています。

## 廃棄物排出量の推移

### ア 廃棄物排出量

家庭廃棄物の排出量は、令和元年度頃まではほぼ横ばいの傾向でありましたが、令和2年度以降は減少傾向にあります。

一方、計画収集人口<sup>※17</sup>は、増加傾向にあります。

- (7) 事業系一般廃棄物の排出量は、事業活動の増減に影響され、令和6年度は事業活動の活発化により、増加の傾向にあります。産業廃棄物の排出量は年度間で増減があるものの、やや減少傾向にあります。

表 2-5 廃棄物排出量の推移

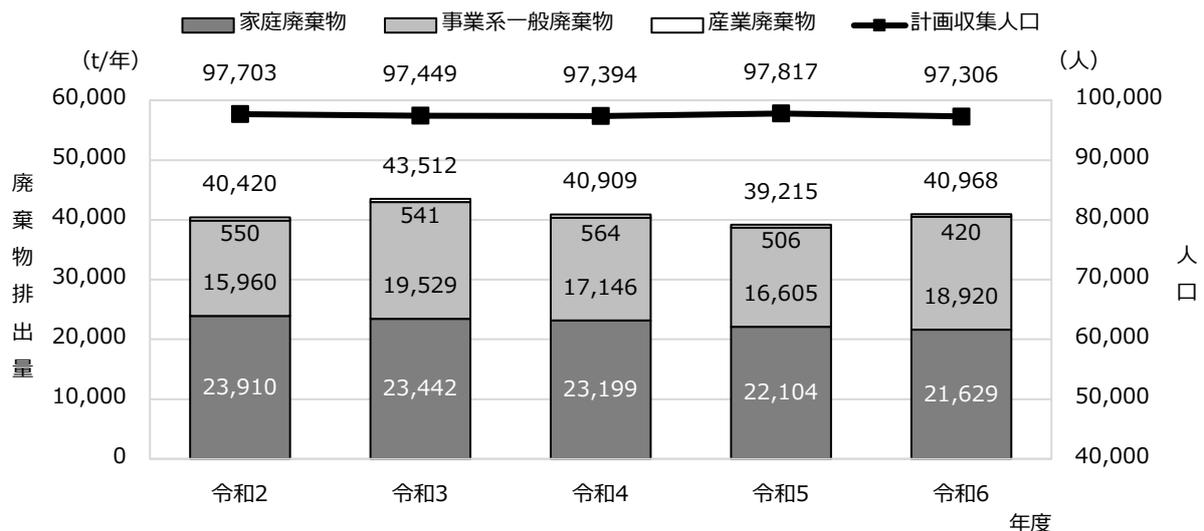
(単位：t/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭廃棄物	23,910	23,442	23,199	22,104	21,629
事業系一般廃棄物	15,960	19,529	17,146	16,605	18,920
産業廃棄物	550	541	564	506	420
合計	40,420	43,512	40,909	39,215	40,968

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

※家庭廃棄物には集団資源回収物・使用済み小型家電・民間資源回収物を含みます。

※事業系一般廃棄物には民間処理施設搬入量を含みます。



※計画収集人口 = 総人口 - 自家処理人口<sup>※18</sup>

図 2-3 廃棄物排出量の推移

※17 計画収集人口：本市が計画的に収集を行っている区域内の居住人口をいいます。

※18 自家処理人口：自ら廃棄物を処理している人口をいいます。本市では、泉沢、モラップの居住者が該当します。

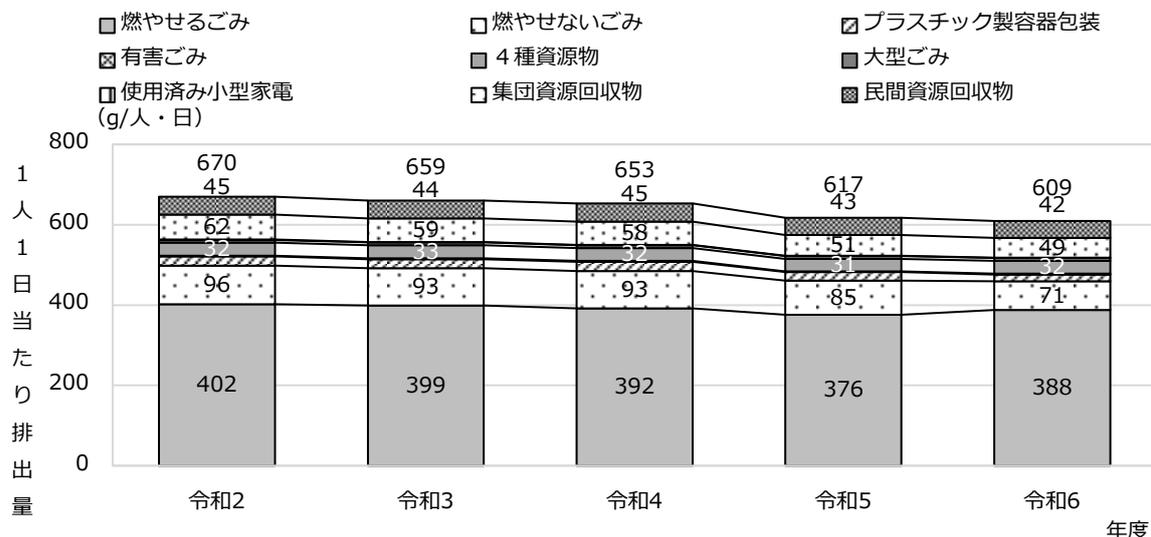
## イ 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量

家庭廃棄物の1人1日当たり排出量は、令和3年度以降減少しており、令和6年度の1人1日当たり排出量<sup>※19</sup>は、約609g/人・日となっています。

表 2-6 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画収集人口	人	97,703	97,449	97,394	97,817	97,306
家庭廃棄物	t/年	23,910	23,442	23,199	22,104	21,629
1人1日当たり排出量	g/人・日	670	659	653	617	609
燃やせるごみ	g/人・日	402	399	392	376	388
燃やせないごみ	g/人・日	96	93	93	85	71
プラスチック製容器包装	g/人・日	23	22	23	21	17
有害ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2
4種資源物	g/人・日	32	33	32	31	32
大型ごみ	g/人・日	7	7	7	7	7
使用済み小型家電	g/人・日	1	1	1	1	1
集団資源回収物	g/人・日	62	59	58	51	49
民間資源回収物	g/人・日	45	44	45	43	42

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。



※項目数が多いため、数値の大きな項目（グラフ下から順に、燃やせるごみ、燃やせないごみ、4種資源物、集団資源回収物、民間資源回収物）の数値のみ記載しています。

図 2-4 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移

※19 1人1日当たり排出量：排出原単位といわれ、人口の増減に左右されずに、廃棄物の排出状況を示します。

$$1人1日当たり排出量(g/人・日) = \frac{\text{排出量}(t/年)}{\text{計画収集人口}(人)} \div \text{年間日数}(日/年) \times 1,000,000(g/t)$$

## 発生抑制の状況

### ア 生ごみの堆肥化の推進

平成17年度から、段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進しており、平成20年度には、電動生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成を再開し、生ごみの堆肥化による市民の廃棄物減量意識向上の動機付けを図っています。

- (8) また、生ごみを減らす取組について、本市ホームページ及び「千歳市家庭ごみ減量アイデア・ごみ分別辞典」などにより、周知を行っています。

### イ 家庭廃棄物の有料化

平成18年5月から、廃棄物の発生抑制などの廃棄物処理に関する市民意識の向上を目的として、燃やせるごみと燃やせないごみを有料の指定ごみ袋により収集する家庭廃棄物の有料化を開始し、現在も継続しています。

また、平成23年10月に収集を開始したプラスチック製容器包装についても、有料の指定ごみ袋としています。

## リサイクルの状況

- (9) 昭和57年度から新聞、雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙類、空き缶、鉄くずなどの金属類、生きびんなどの集団資源回収を行っています。

さらに平成13年度から4種資源物として容器包装リサイクル法<sup>※20</sup>の対象品目の一部をステーション収集しており、平成23年10月には、プラスチック製容器包装のステーション収集を開始、平成26年度から使用済み小型家電の無料拠点回収を実施しています。これらの取組により、表 2-7に示す18品目の資源物を回収しています。

なお、プラスチック製容器包装の指定ごみ袋の価格は、燃やせるごみ及び燃やせないごみの半額となっており、資源物であるプラスチック製容器包装の積極的な分別に寄与しています。

令和6年度の総再資源化量は、約10,500t/年、リサイクル率は26.0%となっています。

---

※20 容器包装リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の通称です。平成9年4月に施行され、容器包装に係るリサイクルが規定されました。

表 2-7 資源物の分別状況

区分	品目	回収状況	容器包装リサイクル法の対象品目
金属	スチール缶	4種資源物・集団資源回収物で実施	○
	アルミ缶	4種資源物・集団資源回収物で実施	○
	鉄くず	集団資源回収物で実施	
使用済み小型家電		使用済み小型家電で実施	
ガラス	生きびん	集団資源回収物で実施	○
	雑びん	4種資源物で実施	○
プラスチック	発泡スチロール	4種資源物で実施	○
	ペットボトル	4種資源物で実施	○
	ペットボトルのキャップ	民間資源回収物で実施	○
	上記以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装で実施	○
紙類	新聞	集団資源回収物で実施	
	雑誌	集団資源回収物で実施	
	段ボール	集団資源回収物で実施	○
	紙パック	集団資源回収物で実施	○
	その他紙製容器包装	集団資源回収物で実施	○
割り箸	割り箸	民間資源回収物で実施	
布類	古衣料	民間資源回収物で実施	
家庭用廃食用油	家庭用廃食用油（植物油）	民間資源回収物で実施	

表 2-8 資源物の排出量の推移

(単位：t/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般廃棄物排出量	39,870	42,971	40,345	38,709	40,548
総再資源化量	10,210	13,728	10,579	9,158	10,549
プラスチック製容器包装	224	229	216	297	297
有害ごみ	59	86	73	77	75
4種資源物	826	808	784	776	782
使用済み小型家電	47	38	39	31	31
集団資源回収物	2,205	2,101	2,054	1,825	1,737
民間資源回収物	1,601	1,552	1,612	1,526	1,507
民間処理施設資源化量	4,645	8,387	5,283	4,161	5,665
破碎処理後再資源化量	605	526	519	466	455
リサイクル率	25.6%	31.9%	26.2%	23.7%	26.0%
北海道のリサイクル率	23.4%	23.5%	22.9%	22.8%	集計中

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

※プラスチック製容器包装、4種資源物について、それぞれの排出量から残渣量を引いた再資源化量を表記しています。

※破碎処理後再資源化量は、破碎処理場の選別処理で資源物として回収された鉄分及びアルミの量です。

※民間処理施設における資源化量を含みます。

※北海道のリサイクル率は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）の数値を引用しています。

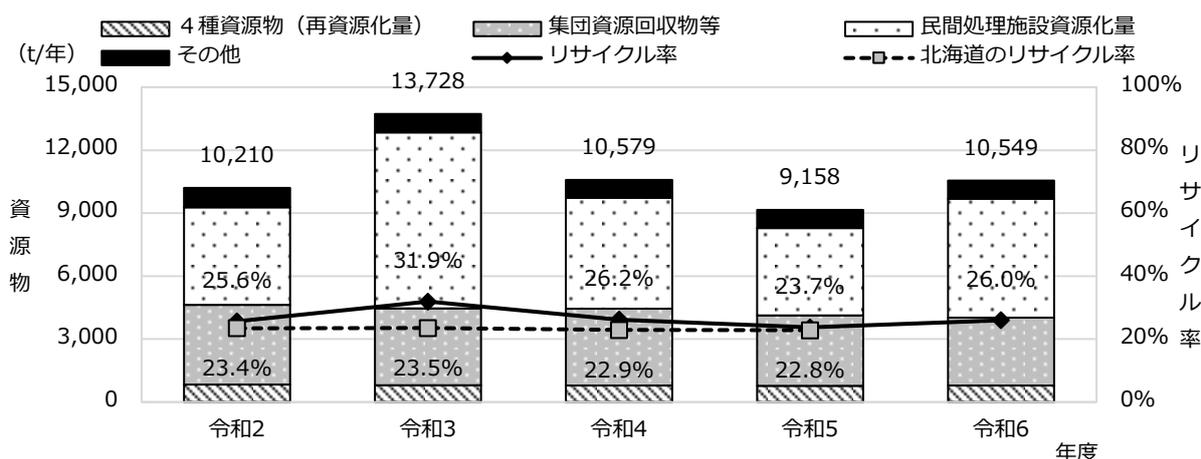


図 2-5 再生資源排出量及びリサイクル率の推移

### 不法投棄・不適正排出の状況

- 廃棄物の不法投棄<sup>※21</sup>、不適正排出<sup>※22</sup>の対策として、不法投棄防止看板及びのぼりの設置や年 2 回の不法投棄防止強化月間の設定による重点パトロールを行っています。

表 2-9 不法投棄・不適正排出の発生状況

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄	224	168	187	142	88
不適正排出	256	167	165	69	44
計	480	335	352	211	132

(単位：件)

- (11) 廃棄物処理費用の推移

廃棄物処理に係る費用は、令和 6 年度で約 4 万 1 千 t/年の廃棄物を約 18 億円かけて処理していることから、市民 1 人当たりで換算すると約 1 万 9 千円になります。

この費用は、ごみステーションからの収集運搬費用、廃棄物処理（破碎処理、焼却処理、埋立処分）費用及び再資源化費用の合計となります。

表 2-10 廃棄物処理費用の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集運搬	410,696	408,066	427,905	438,242	546,010
廃棄物処理費用 (千円)	1,133,974	1,163,512	1,516,199	1,491,909	1,086,331
再資源化	118,841	118,839	136,979	140,940	174,080
計	1,663,511	1,690,417	2,081,083	2,071,091	1,806,421
計画収集人口 (人)	97,703	97,449	97,394	97,817	97,306
1 人当たりの廃棄物処理費用 (円)	17,026	17,347	21,368	21,173	18,564

※一人当たりの廃棄物処理費用 (円/人・年) = 廃棄物処理費用 (千円/年) ÷ 計画収集人口 (人) × 1,000

※21 不法投棄：廃棄物を指定された場所以外に廃棄することをいいます。

※22 不適正排出：ここでは、ごみステーションで収集を行っていない大型ごみ・事業系ごみ家電リサイクル法対象品目をごみステーションに廃棄された件数を示していますが、ほかにも、未分類排出、指定ごみ袋未使用、指定曜日時間外排出等が不適正排出に該当します。

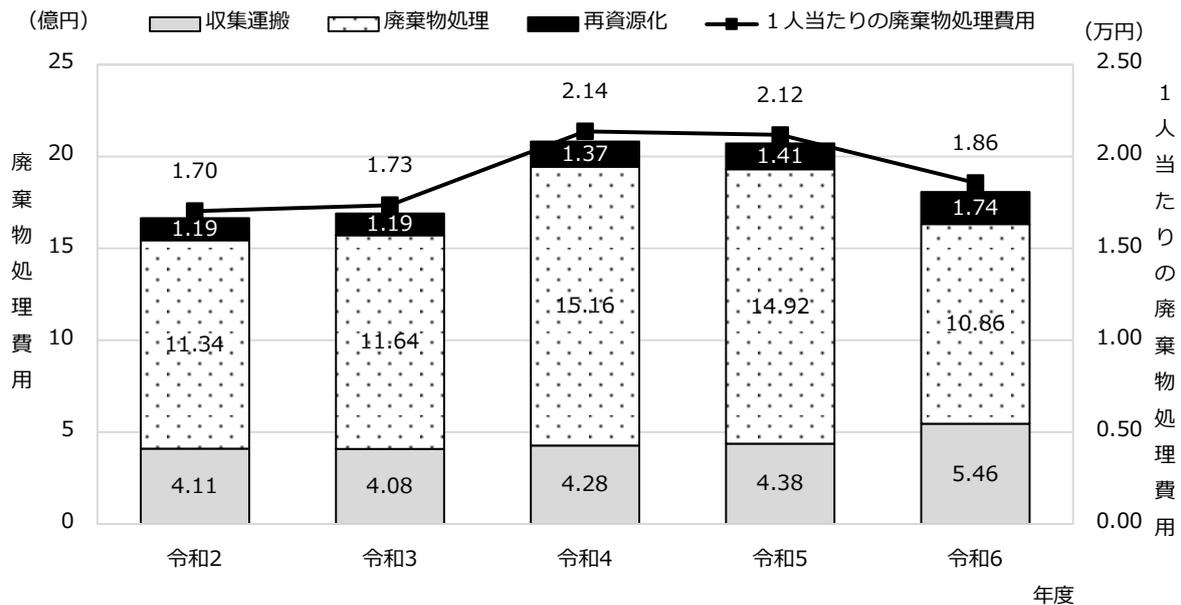


図 2-6 廃棄物処理費用の推移

### 千歳市廃棄物減量等推進審議会

- (12) 平成5年9月に、廃棄物の減量と適正な処理に関する事項を調査審議するため、「千歳市廃棄物減量等推進審議会」を「千歳市廃棄物の処理等に関する条例<sup>※23</sup>」に基づき、市長の附属機関として設置しています。
- 審議会委員は、知識経験を有する者、民間諸団体の代表者及び市長が必要と認める者で構成し、任期は2年、定数は20名以内としています。

(13) **災害廃棄物への対応**

国は、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、「災害廃棄物対策指針<sup>※24</sup>」を平成26年3月に策定し、その後平成30年3月に改定しています。

災害廃棄物の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、国の策定した「災害廃棄物対策指針」に沿って、「千歳市災害廃棄物処理計画」を平成28年度に策定し、令和5年12月31日一部変更しています。

※23 千歳市廃棄物の処理等に関する条例：発生する廃棄物の抑制及び再利用を図り、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の構築並びに清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とした条例で、平成5年4月に施行しました。

※24 災害廃棄物対策指針：東日本大震災、及び近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成10年に策定された震災廃棄物対策指針を改定するとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行うものであり、平成26年3月に策定、平成30年3月に改定されました。

## 2 廃棄物処理の課題

### 廃棄物の発生抑制の課題

平成18年5月から実施した家庭廃棄物の有料化等の施策を行うことにより、近年では家庭廃棄物排出量は減少傾向にあり、家庭廃棄物の発生抑制が図られています。一方、事業系一般廃棄物については増加傾向にあり、廃棄物の減量化や分別再資源化に向けて分別徹底等の対策が必要となります。

- (1) また、循環型社会形成の推進者として、市民意識の改革や次世代を担う子供たちへの環境教育を行うなど、市民・事業者・市が協働して廃棄物の発生抑制に努めていく必要があります。

市民や事業者などの消費者は、排出者責任<sup>※25</sup>の考え方に基づき、ノーレジ袋運動や過剰包装の辞退、グリーン購入や環境に配慮した店舗の選択、分別排出などの取組を徹底し、事業者などの生産者は、拡大生産者責任<sup>※26</sup>の考え方に基づき、リサイクルや処理しやすいような製品の設計・表示を行い、循環資源や再生品を原材料とした製造を行うなどの取組が必要となります。

### 廃棄物の分別・リサイクルの課題

- (2) ア 適正分別・再資源化取組の普及啓発

令和6年度の分別排出調査<sup>※27</sup>結果では、家庭廃棄物の燃やせるごみには、4種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が約9%混入しています。

燃やせないごみには、4種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が、約39%混入しています。

また、令和6年度の事業系一般廃棄物分別調査の結果より、事業系一般廃棄物（破碎対象ごみ）に適合した廃棄物の搬入割合は26.6%、不適合とされる廃棄物の搬入割合は73.4%となっており、不適合とされる廃棄物の割合が高い状況となっていることがわかっています。

市民や事業者に対し、適正分別・再資源化に向けた取組を推進する必要があります。

---

※25 排出者責任：循環型社会形成推進基本法では、廃棄物を適正に分別したり、事業者は排出した廃棄物のリサイクル・処理を自ら行うなど、廃棄物の排出者が、捨てようとする廃棄物のリサイクルや処分に責任をもつことをいいます。

※26 拡大生産者責任：循環型社会形成推進基本法では、ものを作る生産者やものを売る販売者に対し、リサイクル・処理し易いように設計や材料の表示を行い、廃棄物になったものの特性に応じて引き取り・リサイクルを実施するなどものが廃棄物になった後まで一定の責任を負うことをいいます。

※27 分別排出調査：燃やせるごみ、燃やせないごみ、4種資源物、プラスチック製容器包装、事業系破碎対象ごみについて、分別状況の把握や各種計画の基礎資料とするために、毎年調査を行っています。なお、令和2年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していません。

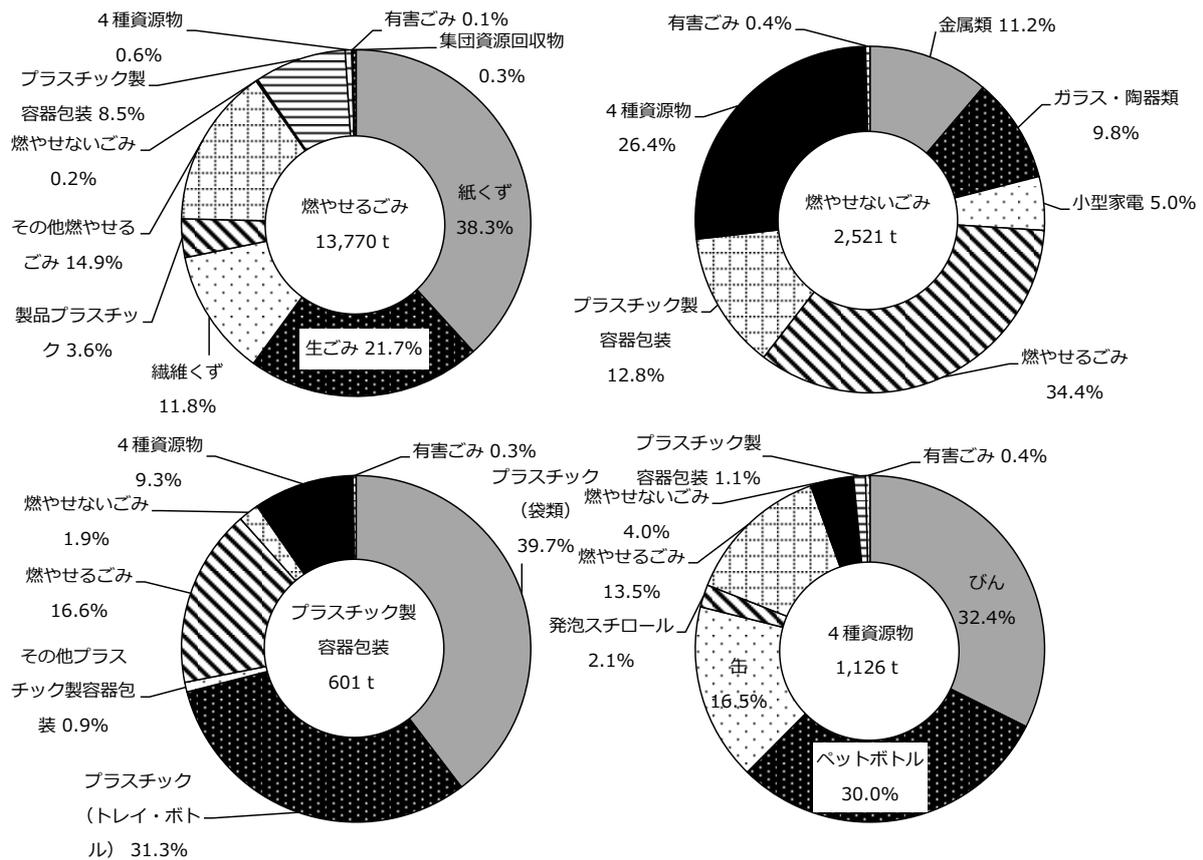


図 2-7 分別排出調査結果(令和6年度 重量比)

### イ リサイクル目標の実績

本市のリサイクル率については、19ページの図 2-5に示すように令和2年度以降、約25%前後で推移しています。

リサイクル率については、計画目標年次である令和12年度の数値目標を達成していますが、組成分析調査結果から、ごみとして処理するものの中に混入している資源物を適正に再資源化した場合にリサイクル率の向上が期待できることから、引き続き施策の取組を進める必要があります。

## 収集運搬体制の課題

### ア 不法投棄

- (3) 不法投棄は令和6年度において減少していますが、不法投棄は犯罪であることを市民に周知し、理解と協力を求めるとともに、排出者への指導、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、パトロール強化などを徹底し、引き続き不法投棄を防止することが必要となります。



### イ 不適正排出

ごみステーションに排出された不適正排出物は、搬出者が特定できず指導が困難です。市民への適正な排出方法の周知や清掃指導員・適正ごみ処理推進員による巡視など、不適正排出の防止対策が必要となります。

### ウ ごみステーションの管理

ごみステーションの設置場所について、調整が難航するケースがあるため、ごみステーション設置要領に基づいた適正な管理により、生活環境と公衆衛生を保持する必要があります。

### エ 経済的・効率的な収集運搬体制の検討

収集運搬を経済的・効率的に実施するためには、家庭廃棄物の収集量の動向や区分の多様化などに応じて、収集ブロックや収集日を見直すなど、その状況に応じた収集運搬体制の検討が必要となります。

## (4) 廃棄物処理施設の課題

### ア 中間処理施設

破碎処理場とリサイクルセンターの施設延命化を図るため、適正な維持管理を行っていく必要があります。

小動物焼却処理場については、平成6年に稼働開始して以来31年が経過しており、老朽化が進んでいます。道央廃棄物処理組合焼却施設では小動物の焼却処理を行っていることから、今後の運用については検討する必要があります。

### イ 最終処分場

令和6年時点の残余容量から、第1埋立処分地から第3埋立処分地まで合わせて令和12年度頃までの運用が可能と見込まれています。また、道央廃棄物処理組合においては2市4町が共同で使用する最終処分場の建設を道央廃棄物処理組合の事業として実施することとしており、現在令和16年度供用開始に向けて最終処分場の候補地選定事業を進めています。

したがって、本市の埋立処分地については令和16年度頃まで運用できるよう対策を講じる必要があります。

また、排水処理場に関しては、埋立終了後においても、埋立廃棄物が安定するまで汚水処理が求められることから、長期の供用に向けた適切な維持管理を行う必要があります。

## 産業廃棄物の課題

近年、市内で発生する産業廃棄物のうち市が処分している産業廃棄物については減少傾向にあります。本市の最終処分場については令和16年度頃まで運用できるように対策を講じる必要があることから、既存の民間産業廃棄物処理施設の活用を促進するなど、産業廃棄物の受入に関して見直していく必要があります。

(5)

## 廃棄物処理費用の課題

平成23年度以降、新たな破碎処理場の供用開始、プラスチック製容器包装の収集や選別開始に伴い、廃棄物処理に要する費用は増加傾向にあり、また市民一人当たりの費用も増えています。

(6)

さらには、施設の維持補修や埋立処分地の延命化対策などの施設整備に要する費用も見込まれ、廃棄物の発生抑制の推進と、効率的な処理を行うことが必要となります。

## 在宅医療廃棄物の課題

(7)

医療活動の多様化に伴い、往診、訪問診療、訪問看護及び自ら自宅で治療を行うなどの在宅医療を受ける患者が増加し、在宅医療に伴い生じる廃棄物が家庭廃棄物として排出されることから、市では「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」を作成し、注射針以外の鋭利でないもの及びペン型自己注射針のような鋭利であるが安全な仕組みをもつものについては、適正な方法で燃やせるごみとして分別排出するよう周知しています。

しかし、家庭により適正に分別排出がされない場合のほか、医療機関が回収することとしている注射針等の感染性廃棄物が混入した場合は、収集時や手選別時の作業員への危険性が懸念されます。

これらのことから、家庭から排出される在宅医療廃棄物に関しては、医療機関と協力し、適正な分別排出の周知徹底を推進していく必要があります。

(8)

## その他の課題

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、「太陽光パネル」などの廃棄・処理に関する目標が挙げられていることから、今後の国の動向に注視していく必要があります。

## 第3章

# 廃棄物処理の基本目標・方針

## 1 廃棄物処理の基本目標

経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルは、自然環境負荷の増大、地球温暖化、天然資源の枯渇、物質循環の阻害など、地球規模の環境問題を招いてきました。

本市は、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有する都市です。こうした豊かな自然環境を保全し次世代へ引き継ぐことが私たちの責務といえます。

そのため、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成を目指して、廃棄物の発生抑制、適正なリサイクルの推進、環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進に取り組んできました。この結果、市民・事業者・市の協働による廃棄物総排出量の減量、リサイクル体制の充実、埋立処分量の減量などの効果が得られています。

近年、国では、量だけではなく質にも着目した循環型社会の形成に向けて、3Rのうちリサイクル(再生利用)よりも優先すべき2R(発生抑制、再使用)の取組を重点的に推進するほか、「循環型社会」に加え、温室効果ガスの大量排出を抑える「脱炭素社会」、そして自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築を統合的に取り組むために、リサイクル原料活用によるエネルギー消費抑制、廃棄物エネルギーの積極的利用による化石燃料使用の削減、農林漁村におけるバイオマス資源を活用した産業創出等を推進しています。また、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模で循環を図る地域循環圏の構築を推進しています。

今後も、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとで相互に連携・協働するとともに、国の取組を推進し、快適で住みよい生活環境を維持し、良好な環境を次世代に引き継いでいくために、「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の形成」を基本目標とします。

### 基本目標

「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の形成」

## 2 廃棄物処理の基本方針

基本目標の実現に向けて、廃棄物の発生抑制・再使用の推進、分別排出の徹底、資源の有効利用などによる生活様式の転換を促し、さらに排出された廃棄物の減量化・再資源化、そして、廃棄物からのエネルギー回収に適した処理施設の整備と維持管理を進めるため、次の3つを廃棄物処理の基本方針とします。

### 基本方針 1 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

市民・事業者・市の3者が共通の認識を持ちながら、それぞれの役割分担のもとで責任を果たすとともに、3者の協働による廃棄物の発生抑制・再使用を推進します。

### 基本方針 2 適正なリサイクルの推進

廃棄物の再資源化により資源として循環させるため、再生利用品の使用の推進や資源回収拠点の拡大、資源の適正分別の推進などの取組を進めます。

### 基本方針 3 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理 の推進

廃棄物の処理によって発生する廃棄物エネルギーの活用や機器の省エネルギー化による二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減などで環境負荷の低減をさらに推進するとともに、安全で効率的な施設運営などを推進します。

### 3 市民・事業者・市の役割

循環型社会の形成を推進するためには、生産、流通、販売、購入、消費、排出、回収、再使用、再生利用、処理・処分など各段階において、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとで、自主的に、又は相互に連携・協働して、3 R 及び適正処理の取組を積極的に進めていくことが重要です。

#### 市民

- (1) 買い物袋の持参によるレジ袋の削減や町内会等で実施する集団資源回収への参加など、近年は生活の中に3 Rの取組が浸透しつつありますが、作りすぎ・食べ残しによる食品ロス発生などの課題もあり、あらためて日常生活において3 Rの取組を行う余地がないかを見直すことも大切です。

市民は、商品等の購入時、使用時、廃棄時等の各段階で、国が進める3 Rの取組に加え、「リフューズ<sup>※28</sup>」を意識した取組を進めることにより、廃棄物減量化・再資源化の推進における中心的な役割を担い、環境にやさしい循環型の生活様式への転換を図っていく必要があります。

また、生ごみ処理機及びコンポスト等による生ごみの堆肥化や市が実施する分別収集への協力などの循環型社会の形成に向けた取組への参加・協力により、地域における循環型社会が拡大・強化することとなります。

#### 【市民の主な役割】

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ノーレジ袋運動(買い物袋の持参)</li> <li>● エコ商店の利用(簡易包装商品の購入、過剰包装の辞退)</li> <li>● リース・レンタル商品の活用</li> <li>○ 廃棄物減量につながる商品(詰替え商品等)、長期使用可能な商品の購入</li> <li>○ 計画的に食品を購入し使い切る(食品ロスの削減)</li> <li>○ 生ごみの堆肥化</li> <li>○ 携帯電話など店頭回収の利用</li> <li>○ 物を大切に長く使う(家電製品等の修理等)</li> </ul>
再使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リターナブル容器<sup>※29</sup>を使用している商品の購入</li> <li>○ リユース商品などの活用</li> <li>○ フリーマーケット・リサイクルショップの活用</li> </ul>
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生素材、リサイクル製品の購入</li> <li>○ グリーン購入<sup>※30</sup>の実践</li> <li>○ 廃棄物の分別の徹底</li> <li>○ 資源物の分別排出</li> <li>○ 集団資源回収への参加</li> <li>○ 家電リサイクル法<sup>※31</sup>、パソコンリサイクル法の対象となる不用家電の小売店等への引渡し</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環型社会の形成に向けた学習等への参加</li> <li>○ 市民団体などの自発的活動への参加</li> <li>○ 市民同士の情報交換</li> </ul>

※●は、不要なものを断る(リフューズ)取組です。

※28 リフューズ：不要なものを断ることをいいます。

※29 リターナブル容器：リターナブルマークの付いた一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど、繰り返し使用されるガラスびんのことをいいます。

※30 グリーン購入：商品などを購入する際、価格や品質だけではなく、環境への負荷ができるだけ小さくなるものを優先的に購入することをいいます。2001年にグリーン調達法の促進を定めるグリーン購入法が制定されています。

※31 家電リサイクル法：「特定家庭用機器再商品化法」の通称です。平成13年4月に施行され、定められた家庭用電気機器のリサイクルが義務付けされました。

## 事業者

事業者は、事業活動において発生する廃棄物を自ら適正に処理し、資源の有効活用を進める排出者責任とともに、拡大生産者責任の考え方を踏まえて、廃棄物の発生抑制、再使用や再資源化が図りやすい製品づくりを進める必要があります。

- (2) また、生産、流通、販売等の各段階で、自ら使用済み製品・部品の再使用、簡易包装資材等の導入、グリーン購入を実践するなど、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制するとともに、再使用や再資源化を考慮した商品の開発、不用になった商品や使い終わった後の容器などのリユース・リサイクルシステムの整備を進めるほか、市民にサービスを提供するとき、あるいは商品を販売するときに、過剰包装の抑制、店頭回収の実施、不用になったものの再使用や再資源化の方法をPRするなど、市民の行動を支援する取組が期待されます。

### 【事業者の主な役割】

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供(使い捨て製品の製造販売・過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減など)</li> <li>● 簡易包装商品・資材の購入、過剰包装の辞退</li> <li>● リース・レンタル商品の活用</li> <li>○ 製造工程の効率化、歩留まりの向上</li> <li>○ 製品の長寿命化</li> <li>○ 修理、アップグレードサービスの提供</li> <li>○ 梱包材、包装材の削減</li> <li>○ 適量生産</li> </ul>
再使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用済み製品・部品の再使用</li> <li>○ 容器包装資材の再使用</li> <li>○ 再使用が容易な製品や部品の開発・製造</li> </ul>
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクルが容易な製品の開発・製造</li> <li>○ リサイクルが可能な素材等の使用</li> <li>○ 循環資源、再生品の原材料等としての利用</li> <li>○ 回収ボックス等の設置</li> <li>○ リサイクル製品の販売</li> <li>○ グリーン購入の実践</li> <li>○ 再資源化を実施する廃棄物処分業者への処分委託</li> </ul>
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクルが困難なものの適正処理</li> <li>○ 有害物質を含まない、使用しない製品づくり</li> <li>○ 管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発</li> </ul>
(3)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E C Oちとせ<sup>※32</sup>の導入など環境全般への配慮</li> <li>○ 環境ラベル<sup>※33</sup>の活用等環境配慮に関する情報提供</li> </ul>

## 市

市は、循環型社会の形成に向けた市民や事業者の取組に対する必要な支援や情報提供などを行うとともに、廃棄物の処理量や処理状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進のほか、廃棄物を適正に処理するための計画の策定や施策の推進を実施します。

また、簡易包装商品の購入、廃棄物の分別・リサイクル、グリーン購入の実践など、3Rの推進に向けた行動を率先して行い、循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開や啓発等に取り組みます。

※32 E C Oちとせ:千歳市内に所在している事業所を対象とした、「環境配慮行動の取り組み方」を定めた規格です。経営システムの中に取り入れ、環境に配慮している証明になります。

※33 環境ラベル:エコマークなど製品や包装ラベル・製品説明書などに、購入者に伝達する文言を含む図形などをいいます。

## 4 計画目標

### 数値目標

本計画では、廃棄物の減量目標、リサイクル目標及び埋立処分量の減量目標の3つの計画目標を掲げて取り組みます。

(1)

#### ① 廃棄物の減量目標

排出される廃棄物の量を令和12年度までに平成14年度の実績に比べ**24%以上減量**します。

令和7年度の間目標年次にかかる検証の結果、令和6年度において家庭廃棄物の1人1日当たり排出量と産業廃棄物の排出量の計画目標をすでに達成している状況です。そのため、新たな目標値を設定することとします。

家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の目標は、家庭廃棄物の発生抑制に係る施策の取組を継続し、現行の家庭廃棄物における1人1日当たり排出量の年間減量率と同程度の減量を目指すこととします。計画目標値は、令和6年度の実績が609g/人・日であることから、令和12年度までに約12g減量した597g/人・日とします。

事業系一般廃棄物については、令和6年度において計画目標を達成していないことから、現行の計画目標を継続し、排出抑制に係る施策をより一層強化します。

これらをふまえ、千歳市の廃棄物全体の排出量として、令和12年度までに平成14年度実績に比べ24%以上の減量をすることを目標とします。

表 3-1 廃棄物排出量・減量率の目標値

(単位：t/年)

区分		平成14年度 (基準年次)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)	
廃棄物	排出量	49,150	40,968	36,769	37,167	
	減量率	-	16.6%	25.2%	24.4%	
	一般廃棄物	排出量	42,762	40,548	36,360	36,795
		減量率	-	5.2%	15.0%	14.0%
	家庭廃棄物	排出量	26,641	21,629	21,747	21,887
		減量率	-	18.8%	18.4%	17.8%
	事業系一般 廃棄物	排出量	16,121	18,920	14,613	14,908
		減量率	-	▼17.4%	9.4%	7.5%
	産業廃棄物	排出量	6,389	420	409	372
		減量率	-	93.4%	93.6%	94.2%

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

※産業廃棄物については、過去5年間の実績値をもとに算定した推計値です。

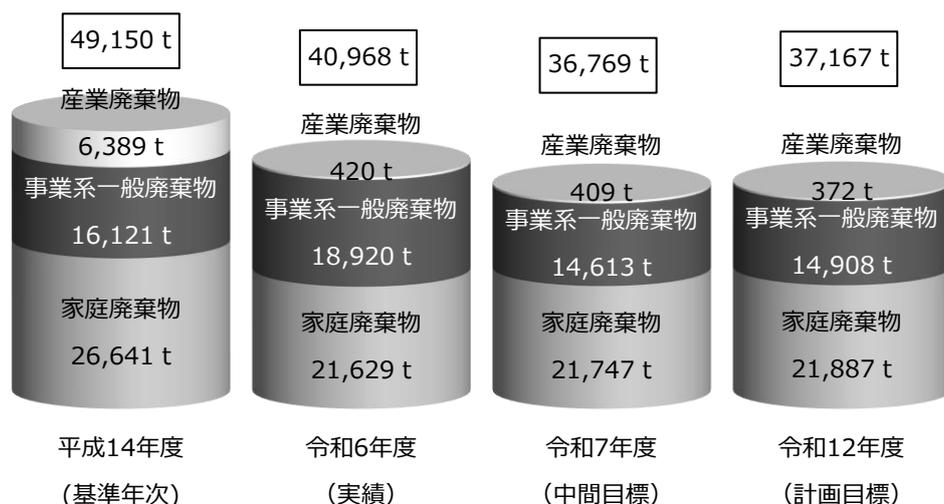


図 3-1 廃棄物排出量の目標値

表 3-2 廃棄物の1人1日当たり排出量・減量率の目標値

区分		平成14年度 (基準年次)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)
家庭廃棄物の 1人1日当たり排出量	g/人・日	814	609	609	597
	減量率	-	25.2%	25.2%	26.7%
一般廃棄物 1人1日当たり排出量	g/人・日	1,307	1,142	1,018	1,003
	減量率	-	12.6%	22.1%	23.2%

※表中の1人1日当たり排出量は整数表記としており、詳細については参考資料表 ⑦に記載しています。

※北海道廃棄物処理計画(第6次)にならい、家庭廃棄物の1人1日当たり排出量から資源物を除いた数値は次のとおりになります。

(参考) 平成14年度：664g/人・日 令和12年度：397g/人・日

## ② リサイクル目標

リサイクル率を令和12年度までに平成14年度の実績に比べ12ポイント以上引き上げ**27%以上**とします。

令和6年度のリサイクル率は26.0%であり、リサイクル率の計画目標をすでに大きく達成している状況をふまえ、新たな目標を設定します。家庭廃棄物については燃やせるごみ・燃やせないごみに混入している資源物の分別促進や集団資源回収の促進等により、資源物回収率の向上を目指します。令和6年度の分別排出調査結果において、燃やせるごみには4種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が約9%、燃やせないごみには4種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が約39%混入している状況であり、適正排出や分別徹底を推進することによりこれらの混入している資源物を回収しリサイクル率の向上を図ります。

また、廃棄物の処理にあたっては、排出された廃棄物を中間処理施設で再資源化を図ることでリサイクルを推進します。

なお、事業系一般廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用したリサイクルを促進するとともに、適正排出や再資源化の推進に必要な施策をより一層強化します。

表 3-3 リサイクル率の目標値

区分	平成14年度 (基準年次)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)
リサイクル率	15.0%	26.0%	26.0%	27.0%

### ③ 埋立処分量の減量目標

埋立処分する量を令和12年度までに平成14年度の実績に比べ**68%以上減量**します。

廃棄物の減量やリサイクルの推進、適切な廃棄物処理システムの推進などにより、埋立処分量をできる限り減らし、埋立処分地の延命化を図ります。

令和6年度の廃棄物埋立処分量は中間目標値を達成しており、引き続き埋立処分量の減量を推進します。

表 3-4 埋立処分量の目標値

(単位：t/年)

区分		平成14年度 (基準年次)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)
廃棄物埋立処分量	処分量	17,639	5,728	5,714	5,644
	減量率	-	67.5%	67.6%	68.0%
一般廃棄物 埋立処分量	処分量	13,997	5,434	5,413	5,369
	減量率	-	61.2%	61.3%	61.6%
産業廃棄物 埋立処分量	処分量	3,642	293	301	275
	減量率	-	91.9%	91.7%	92.4%

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

# 第4章

# 循環型社会の形成のための施策

基本目標を達成するために、3つの基本方針を定めて、各施策を展開していきます。

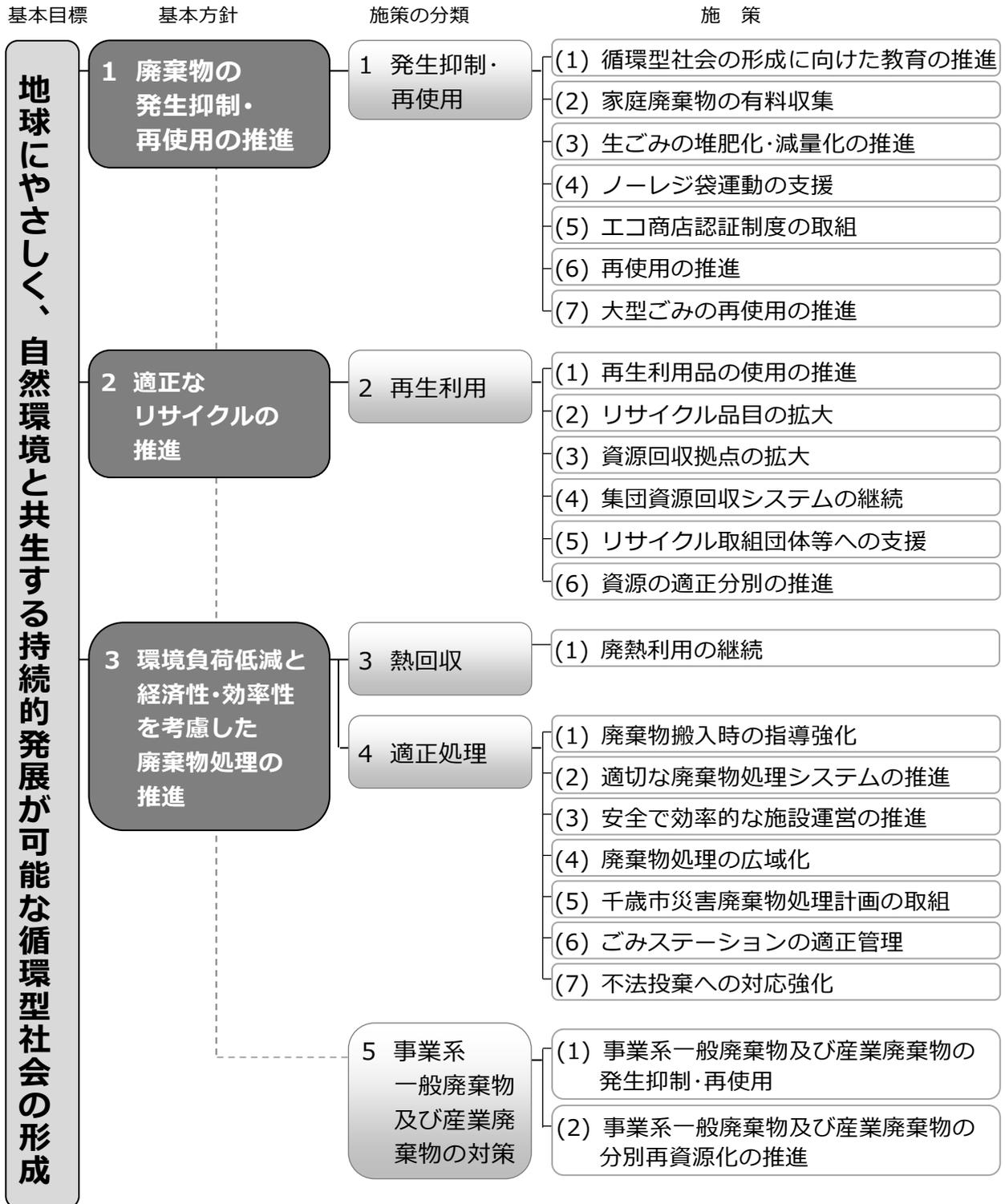


図 4-1 施策体系図



## 家庭廃棄物の有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭廃棄物の排出状況及び廃棄物処理費用の推移等を勘案しながら、基本的に計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

### (2) 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
家庭廃棄物の有料収集							

## 生ごみの堆肥化・減量化の推進

### (3)

令和6年度の分別排出調査によると、燃やせるごみに生ごみが21.7%含まれていることから、年間の燃やせるごみには約3,000t/年の生ごみが排出されていると推定されます。このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民の廃棄物減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。

- 小学校等に段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットを提供するなど、循環型社会を身近に感じ、また学校などで学び、家庭で実践することで、継続的な取組が行えるような学習の機会を提供します。
- 市が作成する「こども環境白書」に生ごみの堆肥化・減量化に関する説明を記載し、毎年小学校に配布します。
- 事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に「事業系廃棄物減量マニュアル」を配布し、事業系一般廃棄物の減量化対策の普及を図ります。
- リサイクルフェスティバルやちとせ消費者まつりなどのイベントや出前講座で、電動生ごみ処理機や段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セット等の展示を行い、堆肥化の推進について周知を図ります。
- 生ごみ発生の大きな要因の一つとなっている食べ残しを出来るだけ少なくするため、買い過ぎや作り過ぎを減らし、残った調理くずは水切りを徹底するなど、家庭における生ごみを減らす取組を広報紙・ホームページのほか、SNS等に掲載し、生ごみの減量化の普及啓発を推進します。
- 生ごみの水切りは、「絞り」や「乾燥」のひと手間をかけることにより、生ごみの減量効果が増すことから、家庭でできる方法について周知を図ります。

### 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
教育機関等への学習機会の提供							
事業者に対する減量化対策の普及							
堆肥化推進の周知							
生ごみ減量の普及啓発							
生ごみ乾燥容器の提供推進の検討							

## ノーレジ袋運動の支援

ノーレジ袋運動は、廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動といえます。

- (4) 千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店は、現在7店舗となっていますが、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や啓発用ポケットティッシュの配布、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた啓発を継続します。

### 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
ノーレジ袋運動の支援	— — ▶	— — ▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶

## エコ商店認証制度の取組

家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売、包装の簡素化など、廃棄物減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。

- (5) 令和7年4月1日現在、89店舗がエコ商店に認証されており、その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。

### 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
エコ商店認証制度の取組	— — ▶	— — ▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶

- (6) **再使用の推進**

- 広報紙・ホームページのほか、SNS等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。
- 公共施設等に取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。

### 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
再使用の推進	— — ▶	— — ▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶
洗い箸等の利用促進	— — ▶	— — ▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶

## 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で無償提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。

### 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
大型ごみの再使用の推進	— — ▶	— — ▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶

## 2 再生利用の施策

リサイクル品目の拡大や集団資源回収システムの運用など、再生利用に取り組みやすい環境を整備し、市民、事業者と協働して施策を推進します。

### 再生利用品の使用の推進

広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。

- (1) 市では、令和5年2月に「持続可能な循環型社会の形成」と「脱炭素社会の実現」を図ることを目的にサントリーグループと協定を締結し、令和5年4月から家庭から収集した使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする「水平リサイクル」を開始しています。

また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、使用済みペットボトルを再生利用したペットボトルの展示を行います。

#### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
再生利用品の使用推進	→	→	→	→	→	→	→

- (2) リサイクル品目の拡大

循環型社会の形成に向け、平成23年10月にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成26年4月からは使用済み小型家電の無料回収を実施しています。

平成30年4月からは集団資源回収により雑がみ及び鉄くずの回収を実施しています。今後、その他の品目の再資源化の拡大についても検討します。

#### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
リサイクル品目の拡大	→	→	→	→	→	→	→

### 資源回収拠点の拡大

現在、使用済み小型家電や民間資源回収物の回収をコミュニティセンターや総合福祉センター等で実施しています。

今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

#### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
資源回収拠点の拡大	→	→	→	→	→	→	→

## 集団資源回収システムの継続

平成24年10月から、集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行し、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団は、資源回収量に応じて奨励金を交付することで、地域活動を支援しています。各家庭から排出される資源物を自発的に集め、契約業者に引き渡すリサイクルに市内の町内会等の団体が参加しています。

- (4) 今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。

### 【スケジュール】

年度	H28~R2	R3~R7	R8	R9	R10	R11	R12
集団資源回収システムの推進	→	→	→	→	→	→	→

## リサイクル取組団体等への支援

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3Rの推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページのほか、SNS等を通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。

- (5)

### 【スケジュール】

年度	H28~R2	R3~R7	R8	R9	R10	R11	R12
リサイクル取組団体等への支援	→	→	→	→	→	→	→

- (6) 資源の適正分別の推進

分別排出調査より、プラスチック製容器包装や4種資源物の燃やせるごみや燃やせないごみへの混入が見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。

今後、広報紙やホームページのほか、SNS等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。

### 【スケジュール】

年度	H28~R2	R3~R7	R8	R9	R10	R11	R12
資源の適正分別推進	→	→	→	→	→	→	→

### 3 熱回収の施策

#### 廃熱利用の継続

循環型社会形成推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図った上で、排出される廃棄物のうち、焼却可能なものは、サーマルリサイクル<sup>※34</sup>として熱回収することとしています。

- (1) 令和6年度から稼働を開始した道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーを回収し、発電及びごみ搬入・搬出路、駐車場等のロードヒーティングを行っています。焼却施設の広域化により発電が可能となり、脱炭素社会の実現に寄与していることから、これらを継続し地球環境に与える負荷低減を図ります。

#### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
廃熱利用の継続	— — ▶	— — ▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶

※34 サーマルリサイクル：熱を回収することで、循環型社会を形成する考え方です。近年、サーマルリカバリーともいわれています。

## 4 適正処理の施策

### 廃棄物搬入時の指導強化

#### ア 搬入時の指導強化

廃棄物の適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、廃棄物の種類・内容物等の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。

- (1)
- 計量所及び各処理施設において、適正搬入の指導を継続するとともに、構内巡視の強化や破砕処理場内のダンピングボックスにおける搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。
  - 不適正排出は、廃棄物処理の過程において爆発などが発生したり、施設の稼働停止につながるケースがあることから、市民・事業者に対し分別の徹底について啓発活動を強化します。
  - 不適正排出物が多い事業者については、搬入物の調査により分別状況を把握し、排出事業者に対する適正な分別排出と収集運搬業者に対する適正な搬入の徹底を指導します。

#### イ マニフェストの適正運用の推進

産業廃棄物の発生から埋立処分までの処理過程を透明化し一元管理するためマニフェスト<sup>※35</sup>を推進します。また、排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。

#### 【スケジュール】

年度	H28~R2	R3~R7	R8	R9	R10	R11	R12
搬入時の指導強化	→	→	→	→	→	→	→
マニフェストの適正運用の推進	→	→	→	→	→	→	→

(2)

### 適切な廃棄物処理システムの推進

- 燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物の収集方式は、経済的で効率的なステーション収集を継続します。
- 大型ごみは、戸別収集方式を継続し、市民が分かりやすい統一料金とし、不適正排出の抑制に努めます。
- 大型ごみを自宅前まで搬出することが困難な高齢者や体の不自由な方に対する支援体制として、住居内から大型ごみを搬出する「ふれあい収集」を継続し、市民サービスの提供に努めます。
- 家庭廃棄物の収集運搬業務は、収集地域の拡大及び収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行うなど、今後も効率化を推進します。

※35 マニフェスト：産業廃棄物排出事業者が、収集運搬業者又は、処分業者に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、委託した廃棄物の最終処分までの流れを常に把握して、不法投棄を防止し、適正な処理が行われるように管理するためのものです。

【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
ステーション収集の継続	→	→	→	→	→	→	→
大型ごみの適正排出	→	→	→	→	→	→	→
ふれあい収集の継続	→	→	→	→	→	→	→
家庭廃棄物収集運搬業務の効率化	→	→	→	→	→	→	→

安全で効率的な施設運営の推進

- (3)
- 廃棄物処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及び廃棄物処理費用の抑制を目的とし、平成24年度から、焼却処理場・破砕処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しています。令和6年3月31日稼働停止した焼却処理場を除き、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します（なお、計量所は令和7年1月に既存の建物を廃止・破砕処理場内に移転しています。）。
  - 地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。
  - 廃棄物処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。

【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
廃棄物処理施設運転管理業務の効率的な運営	→	→	→	→	→	→	→
大気・水質測定結果の情報公開	→	→	→	→	→	→	→
温室効果ガス排出量の削減及び関係法令の遵守	→	→	→	→	→	→	→

(4)

廃棄物処理の広域化

令和6年度から道央廃棄物処理組合焼却施設を稼働しており、組合を構成している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進していきます。

最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議により、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である15年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めています。

【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
広域の焼却施設の稼働		→	→	→	→	→	→
焼却施設以外の廃棄物処理広域化の検討	→	→	→	→	→	→	→

## 千歳市災害廃棄物処理計画の取組

大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量の廃棄物の排出が想定される上、交通網が麻痺し、廃棄物进行处理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。

- (5) このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画（令和5年12月31日一部変更）」に則り、災害で発生した廃棄物処理を円滑に行えるよう取り組みます。また、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和7年3月には市町村別の災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が公表されたことなどを踏まえ、令和8年度内に更新する計画としています。

### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
千歳市災害廃棄物処理計画の推進	→	→	→	→	→	→	→

## ごみステーションの適正管理

### (6) ア ごみステーションの管理

ごみステーションへの不適正排出に対し、町内会等の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。

- ごみステーション設置要領に基づき、適正配置及び管理責任の明確化を図り、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、町内会等との協力による管理体制を強化していきます。
- 適正ごみ処理推進員と連携し、排出方法の周知・指導を徹底します。

### イ 集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請

平成5年4月以降に建設された6戸以上の共同住宅には、家庭廃棄物保管場所の設置義務があります。5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても、管理会社・所有者に対する専用ごみボックスの設置要請を継続し、排出環境の整備と公衆衛生の向上を図ります。

### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみステーションの適正管理	→	→	→	→	→	→	→
排出方法の周知・指導の徹底	→	→	→	→	→	→	→
集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請	→	→	→	→	→	→	→

## 不法投棄への対応強化

不法投棄及び不適正排出の防止・抑制を図るため、次の施策を継続して推進します。

(7)

- 適正ごみ処理推進員や町内会との連携を強化して、迅速な対応に努めるとともに、不適正排出者に対する適正排出方法の周知については、戸別訪問・指導を実施します。
- 転入者に対しては、転入手続き時、又は管理会社等を通じて「千歳市ごみ分別の手引き」・「クリーンシティちとせ」等の配布を行い、適正排出方法の周知を継続するとともに、これらの資料を公共施設等に配置して、市民周知を図ります。
- 不法投棄及び不適正排出の多い地区を重点的に巡視するとともに、不法投棄専用電話、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、北海道警察との連携などにより、不法投棄の防止・摘発に努めます。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金となっております。市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページのほか、SNS等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。
- 市内部の関係部署をはじめとして、国土交通省北海道開発局、森林管理署、北海道石狩振興局、空知総合振興局札幌建設管理部、北海道警察、タクシー会社、配送会社等との連携を強化し、不法投棄の防止と抑制を図るとともに、適切かつ迅速に対応します。

### 【スケジュール】

年度	H28～R 2	R 3～R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
適正ごみ処理推進員による指導	→	→	→	→	→	→	→
転入者に対する適正排出方法の周知	→	→	→	→	→	→	→
巡視、看板・のぼりの設置、警察との連携などによる不法投棄の防止・摘発	→	→	→	→	→	→	→
罰則制度の周知	→	→	→	→	→	→	→
関係部署・事業者との連携による防止・抑制	→	→	→	→	→	→	→

## 5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策

市が処理している産業廃棄物は大幅に減量していますが、事業系一般廃棄物は企業立地が進み事業活動の活発化や、不適正排出等の影響もあり、減量化の度合いが低い状況にあります。近年では、産業廃棄物の資源化事業を行っている民間事業者も増えていることから、民間処理施設の活用も含めて事業者自らによる減量化・再資源化の取組を推進し、また、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の発生抑制及び再資源化に必要な施策を推進します。

### 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用

事業者に対し、事業系一般廃棄物の発生抑制・再使用について理解を深めてもらい、施策への協力と循環型社会の形成に関する意識の向上を図ります。

(1)

- 広報紙・ホームページのほか、SNS等により、3Rに関する情報を提供し、より一層啓発に努めます。
- 減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を、基本的に5年ごとに見直していきます。
- 事業系一般廃棄物の発生抑制と再使用に関する意識啓発と実践を目的に、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に配布している「事業系廃棄物減量マニュアル」を改訂し、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行い、廃棄物の発生抑制と再利用の取組をより一層促進します。
- 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して、発生抑制の指導を強化します。
- 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して、廃棄物減量計画の提出を要請します。

#### 【スケジュール】

年度	H28～R2	R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12
情報の提供	■	■	■	■	■	■	■
処理手数料の5年ごとの見直し	■	■	■	■	■	■	■
事業系廃棄物減量マニュアルの配布	■	■	■	■	■	■	■
事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対する発生抑制の指導	■	■	■	■	■	■	■
事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物減量計画提出の要請	■	■	■	■	■	■	■

## 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

分別及びリサイクルを推進するため、リサイクル意識の啓発を継続して実施します。

- (2)
- 事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、排出事業者へ向けた再資源化事業者の紹介などのほか、事業系廃棄物減量マニュアル・広報紙・ホームページのほか、SNS等による啓発を通じて、リサイクル意識の向上を図ります。
  - 一般廃棄物収集運搬許可業者に、資源の分別収集の重要性について理解を求め、排出事業者に対する助言を行うなど今後もより一層の協力を求めています。
  - 建設リサイクル法ではリサイクルが義務付けられていない小規模な工事においても、木材やコンクリートくず等の建設廃材のリサイクルが促進されるよう、排出事業者や千歳建設業協会等に対し、同法の趣旨に則った意識啓発を図ります。
  - 再資源化が可能な事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用した再資源化をより一層促進します。

### 【スケジュール】

年度	H28~R 2	R 3~R7	R 8	R 9	R10	R11	R12
再資源化事業者の紹介	→	→	→	→	→	→	→
許可業者による資源分別収集の協力	→	→	→	→	→	→	→
排出事業者への意識啓発	→	→	→	→	→	→	→
産業廃棄物のリサイクル促進	→	→	→	→	→	→	→

## 6 施策の進行管理

---

本計画をより実効性のあるものとするため、各年度において、廃棄物の減量目標やリサイクル目標等を含めた各施策の進捗状況を把握し、現状の分析や課題を抽出することにより、今後の施策における取組についての進行管理と検討を行い、目標が達成されるよう必要な施策展開を柔軟に行います。

また、目標達成状況等については、ホームページなどにより公表していきます。

# 第5章

# 廃棄物処理計画

## 1 廃棄物排出量及び廃棄物処理量の計画

### 計画区域の設定

千歳市の行政区域全域を計画処理区域とします。

表 5-1 計画区域

区分	行政区域	計画処理区域
面積	594.50km <sup>2</sup>	594.50km <sup>2</sup>

### 廃棄物排出量の目標及び計画

#### ア 廃棄物排出量の目標値の算定手順

- (2) 将来の廃棄物排出量の計画の目標値を算定するに当たり、まずは、過去の廃棄物排出量の実績から家庭廃棄物の平均原単位を算出し、計画収集人口推計値を反映した廃棄物排出量を推計します。

次に循環型社会の形成のための数値目標の達成を目指し、廃棄物排出量の目標値を設定します。

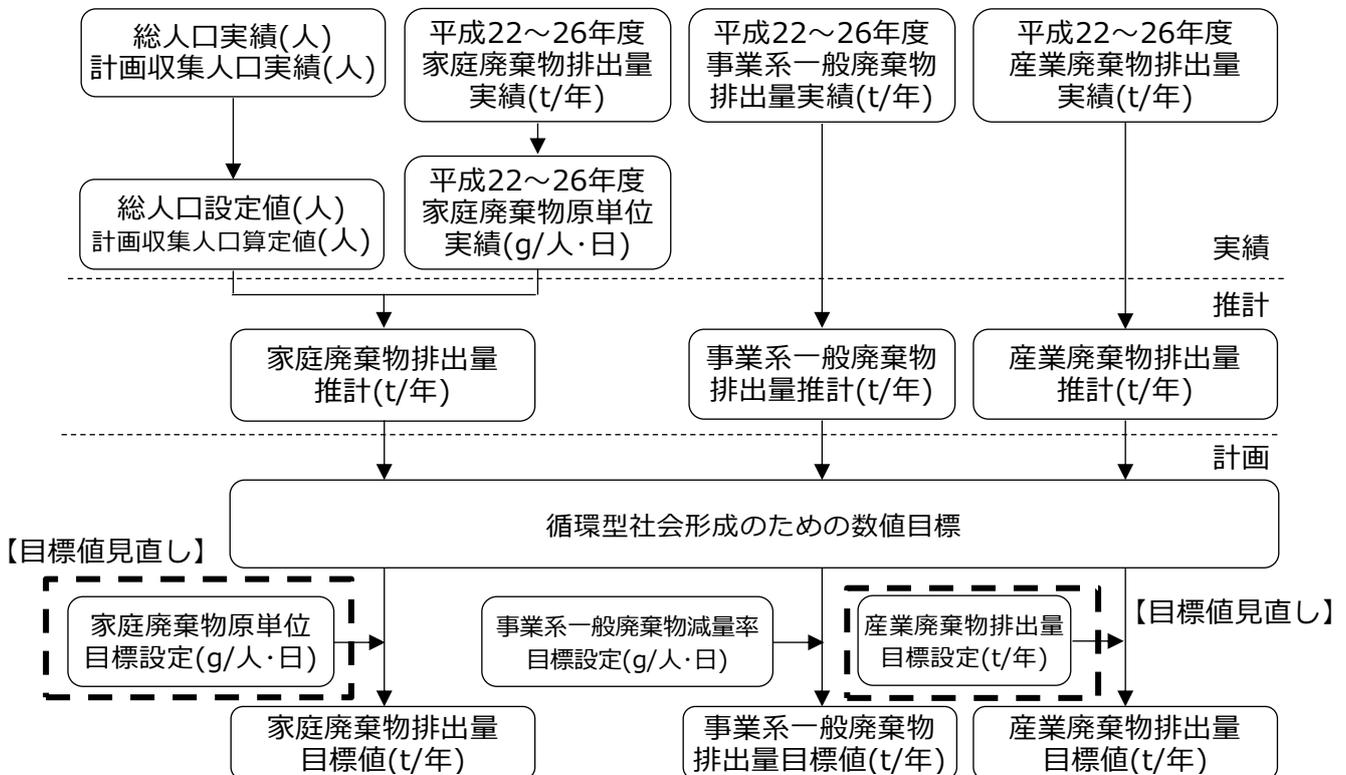


図 5-1 廃棄物排出量の目標値の算定手順

## イ 計画収集人口

計画収集人口は、計画目標年次等における家庭廃棄物の排出量を推計するための人口であり、総人口から自家処理人口を差し引くことで算定されます。将来の計画収集人口の算定に当たっては、「千歳市人口ビジョン<sup>※36</sup>（令和7年2月改訂）」で示されている総人口から、自家処理人口の過去5年間（令和2年度～令和6年度）の平均値である239人を除いた数値とします。

計画収集人口の算定結果を図5-2及び表5-2に示します。

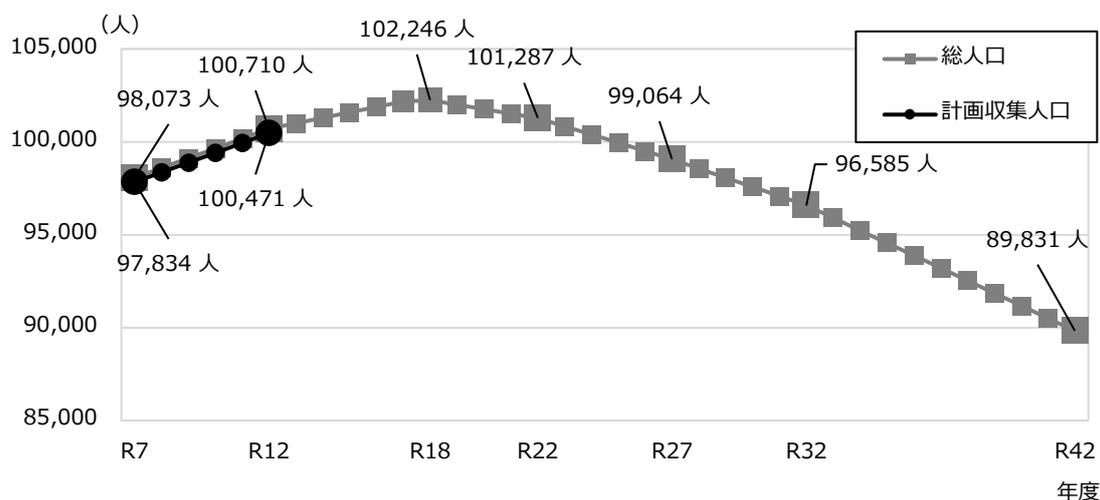


図 5 - 2 計画収集人口の算定値

表 5 - 2 計画収集人口

(単位：人)

区分	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)
総人口	98,073	100,710
自家処理人口	239	239
計画収集人口	97,834	100,471

※36 千歳市人口ビジョン：「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方人口ビジョンです。平成27年度から取り組んでいる「みんなで97,000 プロジェクト」は、目標人口として掲げた97,000人を予定より2年早い平成30年に達成しており、その後においても、人口の増加が続いています。令和7年2月改訂版においては、令和12年度の将来推計人口を100,710人としています。

## ウ 廃棄物排出量の目標値

本計画の施策取組の実施にかかる数値目標を達成するための廃棄物排出量の計画について、中間目標年次における目標値を表 5-3に示します。

また、各年度の目標値については、参考資料の「2 廃棄物排出量等の計画」に示します。

**表 5-3 廃棄物排出量の目標値**

(単位：t/年)

区分		令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)
家庭廃棄物	燃やせるごみ	12,480	12,602
	燃やせないごみ	2,209	1,752
	プラスチック製容器包装	1,081	1,256
	有害ごみ	97	112
	4種資源物	1,469	1,630
	大型ごみ	193	195
	使用済み小型家電	51	52
	集団資源回収物	3,773	3,825
	民間資源回収物	63	85
	その他紙製容器包装	331	378
	計	21,747	21,887
事業系一般 廃棄物	焼却対象ごみ	11,106	11,331
	破碎対象ごみ	3,317	3,384
	埋立対象ごみ	190	193
	計	14,613	14,908
一般廃棄物		36,360	36,795
産業廃棄物	焼却対象ごみ	125	113
	破碎対象ごみ	23	22
	埋立対象ごみ	261	237
	計	409	372
廃棄物排出量総量		36,769	37,167

## 工 廃棄物処理量の計画

前項の廃棄物排出量の目標をもとに各処理施設における処理量を計画した結果は、次のとおりです。

### 焼却処理施設

令和6年度以降は、道央廃棄物処理組合焼却施設（処理能力158t/日）において処理をしており、1日当たりの処理能力は、1炉当たり79tです。

同施設の処理量の計画値は、表5-4に示すとおりであり、計画収集人口の増加に伴い、令和8年度以降は処理量が緩やかに増えています。

(7)

**表 5-4 焼却処理場の処理量の計画値**

区分	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
処理量	t/年	27,962	27,997	27,989	28,014	28,041
1日当たり処理量	t/日	79	79	79	79	79

※運転日数は過去の稼働実績より、355日で計算しています。

### 破碎処理場

破碎処理場の1日当たりの処理能力は40 tです。

同施設の処理量の計画値は、表 5-5に示すとおりであり、令和8年度以降の処理量は徐々に減量する計画であり、令和12年度までは安定して処理することができます。

(1)

表 5-5 破碎処理場の処理量の計画値

区分	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
処理量	t/年	6,382	6,329	6,270	6,218	6,160
1日当たり処理量	t/日	24	24	24	24	23

※運転日数は過去の稼働実績より、263日で計算しています。

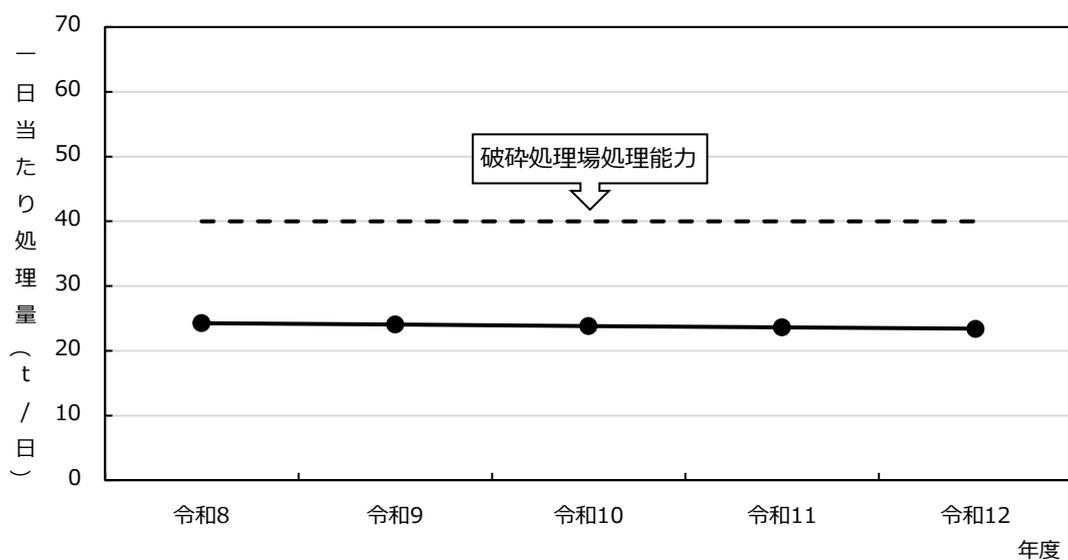


図 5-3 破碎処理場の処理量の計画値

### リサイクルセンター

リサイクルセンターの4種資源物を選別するプラントの1日当たりの処理能力は約8tです。

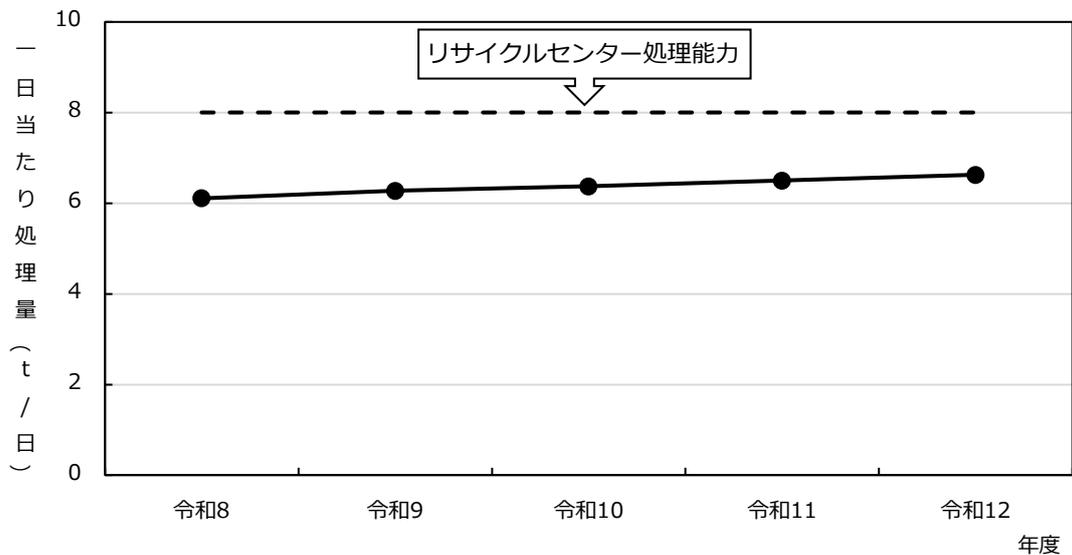
同施設の処理量の計画値は、表 5-6に示すとおりであり、4種資源物の処理量は緩やかな増加が見込まれますが、処理能力を下回ることから、令和12年度までは安定して処理することができます。

(7)

**表 5-6 リサイクルセンターの処理量の計画値**

区分	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
処理量	t/年	1,503	1,544	1,568	1,599	1,630
1日当たり処理量	t/日	6	6	6	7	7

※運転日数は過去の稼働実績より、246日で計算しています。



**図 5-4 リサイクルセンターの処理量の計画値**

## 2 廃棄物収集運搬計画

### 廃棄物の区分

家庭廃棄物の区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物、大型ごみ、使用済み小型家電、集団資源回収物、民間資源回収物の9分別とします。

- (1) なお、令和6年度の道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い、容器包装以外のプラスチック類や皮革・ゴム製品等の区分を、燃やせないごみから燃やせるごみへ移行しています。

### 廃棄物の排出及び収集運搬

- (2)
- 燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物は、ステーション収集方式を継続します。
  - 大型ごみの排出先は戸別収集方式のため、申込者の玄関先など指定した場所とします。
  - 使用済み小型家電は、公共施設に設置した回収ボックスによる拠点回収方式等を継続します。なお、回収ボックスに集積された使用済み小型家電の収集運搬は、認定事業者が行います。
  - 集団資源回収物は、各町内会などが指定する排出先及び回収方法とします。
  - 民間資源回収物は、各取組主体が定める回収方法とします。
  - ごみステーションからの収集運搬及び大型ごみの収集運搬は、民間委託を継続します。
  - 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、直接搬入による搬入方法とします。

今後、家庭廃棄物の収集量の動向や区分の多様化などに応じて、収集ブロックの見直しや施設に搬入する量を均一化するなど、効率的かつ環境負荷の低減を考慮した収集運搬体制を検討します。

### 3 廃棄物処理計画

#### 家庭廃棄物の処理

##### ア 燃やせるごみの処理

燃やせるごみは、道央廃棄物処理組合焼却施設で焼却処理します。

- (1) なお、燃やせるごみに含まれる生ごみについては、平成26年度の道央廃棄物処理組合による「ごみ処理広域化基本計画」の策定に先立って、生ごみ再資源化に関する検討を行った結果、生ごみの再資源化には、良質な生ごみの確保、多額の施設建設費・維持管理費・収集運搬費等が生じ、新たな取組には、市民負担の増加が不可避であることから、本市の生ごみは、道央廃棄物処理組合焼却施設において、これまで同様に焼却処理します。

##### イ 燃やせないごみ・大型ごみの処理

燃やせないごみ及び大型ごみは、破碎処理場で破碎処理を行い、破碎後の残渣から有価物として鉄類とアルミ類の資源物を回収し、再資源化事業者に売却します。

##### ウ 資源物の処理

- (7) 4種資源物、プラスチック製容器包装、集団資源回収物及び使用済み小型家電  
4種資源物は、リサイクルセンターで選別処理した後、びんは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会による指定法人ルート<sup>※37</sup>で再商品化し、空き缶は再資源化事業者<sup>(1)</sup>に売却します。

プラスチック製容器包装は、破碎処理場で選別・圧縮・梱包処理を行い、指定法人ルートで再商品化します。また、市民に対する適正な分別を周知、選別精度の向上によって、処理による再資源化量増加を推進します。

使用済み小型家電は、認定事業者<sup>(1)</sup>に引き渡した後、選別処理し、資源回収されます。

町内会等の登録市民協力団体が回収した集団資源回収物は、あらかじめ契約した資源回収登録業者<sup>(1)</sup>に売却します。

##### その他紙製容器包装

その他紙製容器包装は、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が実施する町内会等の集団資源回収において、「雑がみ」として回収し、再資源化を推進します。

※37 指定法人ルート：容器包装リサイクル法の指定に基づき再資源化するルートをいいます。

## エ 有害ごみの処理

有害ごみとして収集しているスプレー缶、カセットボンベ、蛍光管、電池類、体温計、温度計、モバイルバッテリー等については、有害物保管庫で保管した後、処理業者に委託して無害化・再資源化します。

また、近年のリチウムイオン電池等の不適正排出による火災が増加していることを踏まえ、充電式小型家電製品（リチウム蓄電池を含む）については電池を取り外した上、取り外した電池を有害ごみとして収集しています。リチウム蓄電池が取り外せないものについては収集事業者等を紹介しています。

## 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理

### ア 焼却対象ごみの処理

- (2) 事業系一般廃棄物（全部）及び産業廃棄物（一部対象ごみ）の焼却対象ごみは、道央廃棄物処理組合焼却施設で焼却処理を行います。

### イ 破碎対象ごみの処理

事業系一般廃棄物（全部）及び産業廃棄物（一部対象ごみ）の破碎対象ごみは、破碎処理場で破碎処理を行います。

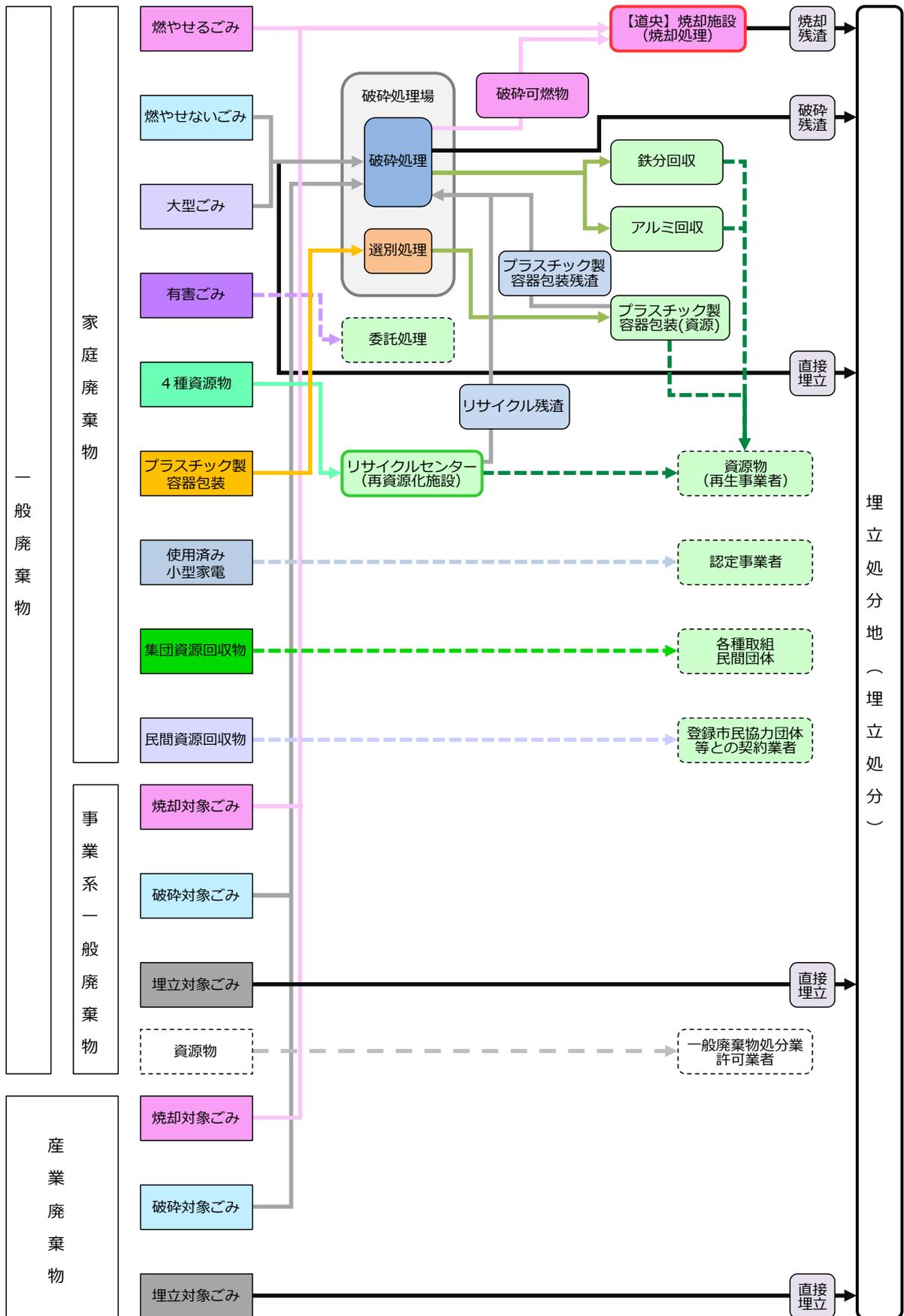


図 5-5 廃棄物処理の流れ (再掲)

## 4 廃棄物処分計画

### 廃棄物の処分

焼却処理後の残渣、破碎処理後の残渣、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立対象ごみについては、埋立処分地で処分します。

処分する品目のうち、主に産業廃棄物は第1埋立処分地に、中間処理後の残渣等は第2埋立処分地及び第3埋立処分地にそれぞれ処分します。

(1)

### 埋立処分量

「1 廃棄物排出量及び廃棄物処理量の計画」に基づき、直接埋立量、破碎残渣量、焼却残渣量を算出した結果、埋立処分量の計画値は表 5-7のとおりとなります。

(2)

表 5-7 埋立処分量の計画値

(単位：t/年)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
埋立処分量	5,700	5,686	5,672	5,658	5,644
一般廃棄物	5,405	5,397	5,388	5,379	5,369
産業廃棄物	295	289	284	279	275

※令和6年10月末における残余容量：67,781m<sup>3</sup>（第1：400m<sup>3</sup>、第2：11,770m<sup>3</sup>、第3：55,611m<sup>3</sup>）

(3)

### 埋立処分地の適正管理

第1埋立処分地から第3埋立処分地まで合わせて令和12年度頃に埋立終了となる見込みです。

なお、広域の最終処分場は令和16年度を供用開始の目標年度としているため、今後の埋立方法の検討を行います。

また、埋立終了後は、廃棄物処理法で定められている廃止基準に適合するまでの維持管理を行います。

## 5 その他の計画

### 不法投棄対策の強化

広報紙やホームページにより不法投棄が犯罪であることの周知を図るとともに、不法投棄の防止及び早期発見のため、不法投棄多発地域のパトロールの強化や、不法投棄防止看板及びのぼりの設置など、不法投棄の抑制につながる周辺環境の整備に努めます。

- (1) また、不法投棄を発見した場合は、警察に通報するとともに、投棄者が判明した場合は、投棄者に対し原状回復の指導を行い、投棄者が判明しない場合については、土地所有者・管理者に対して、投棄物の撤去や土地の適切な管理について、指導を行います。

### 廃棄物処理の広域化

道央廃棄物処理組合では、令和6年度から道央廃棄物処理組合焼却施設を稼働し、広域焼却処理を行っています。

- (2) また、最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議により、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である15年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めています。

### 災害廃棄物の処理

- (3) 国の「災害廃棄物対策指針」に基づいて平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画（令和5年12月31日一部変更）」を適正に運用します。

また、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和7年3月には市町村別の災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が公表されたことなどを踏まえ、令和8年度に更新する予定としています。

(4)

### 千歳市分別収集計画

- (5) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて、3年ごとに容器包装廃棄物の分別収集計画を策定しています。

### 在宅医療廃棄物の処理

今後の高齢化社会に向け、在宅医療廃棄物の増加が懸念されることから、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成20年3月：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会）を参考とし、「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」を作成して医療機関等を通じて対象者に配布することにより、適正な分別排出方法を周知しています。

今後も、在宅医療廃棄物の取扱いについて医療機関等と十分協議を進めていくとともに、適正な排出方法の周知を徹底します。

## 第6章

# 廃棄物処理施設整備計画

## 1 整備方針

### 基本的な考え方

第5章 廃棄物処理計画における条件のもと、廃棄物処理の基本目標「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の形成」や基本方針「適正なりサイクルの推進」、「環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進」に基づく中間処理施設及び最終処分場整備計画を策定します。

なお、道央廃棄物処理組合では、焼却以外の中間処理の広域化について、関係市町と方向性について協議するとしており、必要に応じて各施設整備計画の見直しを行います。

### 対象施設

- (2) ア 中間処理施設
- 破碎処理場
  - リサイクルセンター

- イ 最終処分場
- 埋立処分地
  - 排水処理場

- (3) 対象施設の概要

ア 中間処理施設

○破碎処理場

- ・ 運転開始年月：平成23年8月
- ・ 年間搬入量：7,222 t（平成27年度～令和元年度 5年平均、鉄置場含む）
- ・ 年間搬入台数：44,897台（平成27年度～令和元年度 5年平均、鉄置場含む）

○リサイクルセンター

- ・ 運転開始年月：平成13年4月
- ・ 年間搬入量：1,096 t（平成27年度～令和元年度 5年平均）
- ・ 年間搬入台数：2,116台（平成27年度～令和元年度 5年平均）

イ 最終処分場

○第1埋立処分地

- ・ 埋立開始年月：昭和59年10月
- ・ 埋立容積：518,230m<sup>3</sup>

○第2埋立処分地

- ・ 埋立設置年月：平成7年4月
- ・ 埋立容積：444,364m<sup>3</sup>（当初362,764m<sup>3</sup>+嵩上げ部）
- ・ 嵩上げ部埋立容積：81,600m<sup>3</sup>（平成28年4月埋立開始）

- 第3埋立処分地
  - ・埋立設置年月：平成17年12月
  - ・埋立容積：415,891m<sup>3</sup>（当初310,000m<sup>3</sup>+嵩上げ部）
  - ・嵩上げ部埋立容積：105,891m<sup>3</sup>（令和4年4月埋立開始）
- 第1排水処理場
  - ・運転開始年月：昭和59年10月
  - ・処理能力：100m<sup>3</sup>/日
- 第2排水処理場
  - ・運転開始年月：平成7年4月
  - ・処理能力：190m<sup>3</sup>/日
- 第3排水処理場
  - ・運転開始年月：平成17年7月
  - ・処理能力：120m<sup>3</sup>/日

## 対象施設の整備方針

### (4) ア 中間処理施設

#### ○破砕処理場

現施設の目標使用年度は主要機器が概ね耐用年数を迎える令和13年度としており、令和14年度以降については、広域化や既存施設の延命化を検討します。

#### ○リサイクルセンター

現施設の目標使用年度は主要機器が概ね耐用年数を迎える令和13年度としており、令和14年度以降については、広域化や既存施設の延命化を検討します。

### イ 最終処分場

#### ○最終処分場

第1埋立処分地から第3埋立処分地まで合わせて令和12年度頃に埋立終了となる見込みです。

なお、広域の最終処分場は令和16年度を供用開始の目標年度としているため、今後の埋立方法の検討や嵩上げ工事等の延命化対策を行います。

#### ○排水処理場

排水処理場は、浸出水の水質等が最終処分場の廃止基準に適合するまで長期に継続して使用する施設です。処理後の排水は下水道放流としており、公共用水域に直接放流していないことなどから、施設の維持管理については事後保全を基本としますが、長期使用に対応したプラント機器の改修など、延命化を含めた施設整備についても検討します。

## 2 整備計画

現在、中間処理施設及び埋立処分地の長寿命化計画を策定中であり、この長寿命化計画を踏まえた計画的な修繕や更新を行います。

# 生活排水處理編

# 第1章

# 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

生活排水<sup>※38</sup>は、し尿や台所・風呂場などからの排水など、私たちの日常の生活にとっても身近なものです。

千歳市の生活排水処理は、し尿が中心でしたが、昭和39年に本格的に下水道の整備を開始し、昭和51年5月に下水終末処理場(現在の浄化センター)を供用開始したことにより、多くの市民が公共下水道<sup>※39</sup>等を使用できる状況になるなど、生活環境の向上や良好な水環境の維持が図られています。一方、公共下水道処理区域外では、市の個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の普及が進んでいるものの、一部で単独処理浄化槽やし尿汲み取りでの生活排水処理が行われています。

市内には、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有しており、また、千歳川の水はさまざまな用途に使用されています。

このことから、豊かな水環境を良好な状態で保全し、市民の健康や安全な生活を確保することが極めて重要です。

本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画のうち、生活排水処理の部分について定めたものであり、平成7年10月に生活排水全般に関する実態を把握し、生活排水対策の方向性を認識するために策定しており、平成23年3月、平成28年3月に改定を行ったものです。

この度、本計画の関連計画である千歳市公共下水道基本計画が令和6年度に見直されたことに合わせ、本計画の数値の見直しを行います。

※38 生活排水：し尿と日常生活に伴う台所、洗濯、風呂などからの排水のことをいいます。なお、生活排水のうち、し尿を除くものを生活雑排水といいます。

※39 公共下水道：市街地などの生活排水や工場排水を集め、下水処理場で処理する施設をいいます。

## 2 計画の期間

### 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の期間

本計画に関連する計画として、千歳市公共下水道基本計画があり、令和8年度から令和12年度までを計画期間としています。

本計画の計画期間は、千歳市公共下水道基本計画と整合を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間としています。

- (1) また、本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-1 計画の期間

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
内容	計画策定年次	→				計画目標年次

- (2) 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の位置付け

千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）は、千歳市におけるまちづくりの最上位計画である千歳市第7期総合計画と総合計画の施策を環境面から総合的・計画的に推進することを目的とした第3次千歳市環境基本計画の下に位置する計画であり、関連計画である千歳市公共下水道基本計画と整合を図りながら、市内全域の生活排水の適正な処理を確保するための基本的な事項を定めています。

また、長期的視点で策定する千歳市一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとの一般廃棄物の処理に係る事項を定めた千歳市一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定しています。

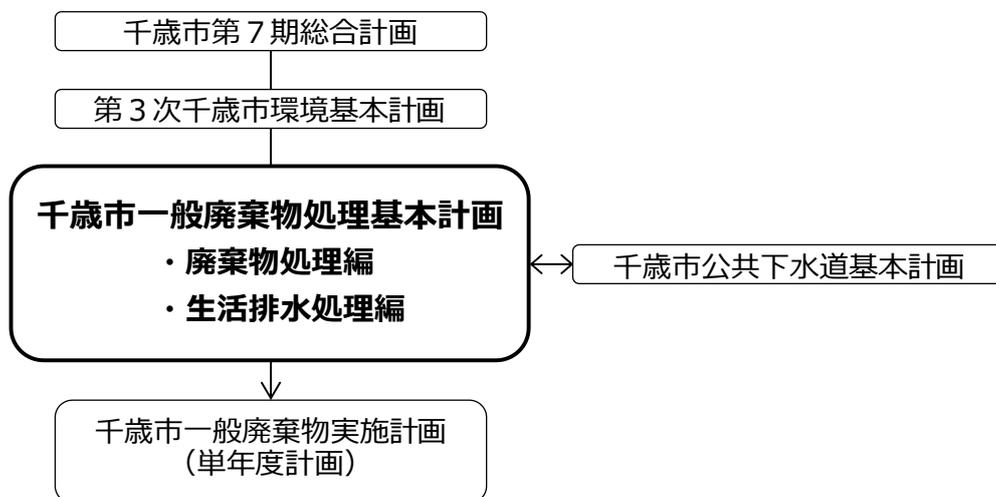


図 1-1 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の位置付け

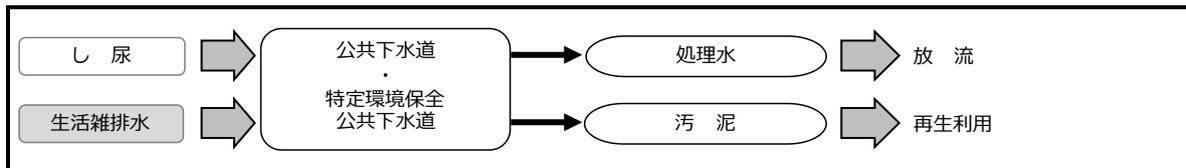
## 第2章

# 生活排水処理の現状と課題

## 1 生活排水の処理の方法

生活排水は、「し尿」と台所・風呂場などから排出される「生活雑排水」の2つの区分により、以下のように処理しています。

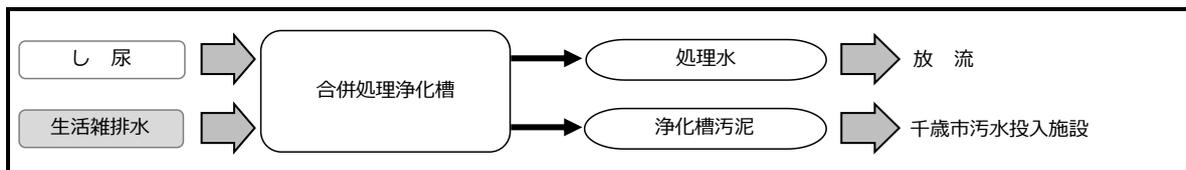
### ① 公共下水道、特定環境保全公共下水道<sup>※40</sup>の利用世帯



下水道を利用している世帯のし尿及び生活雑排水は、下水道管を通して浄化センターへ流入し、きれいな水にして千歳川に放流しています。

処理の過程で発生する汚泥は、脱水汚泥として民間の肥料化施設へ排出し再生利用しています。

### ② 合併処理浄化槽<sup>※41</sup>



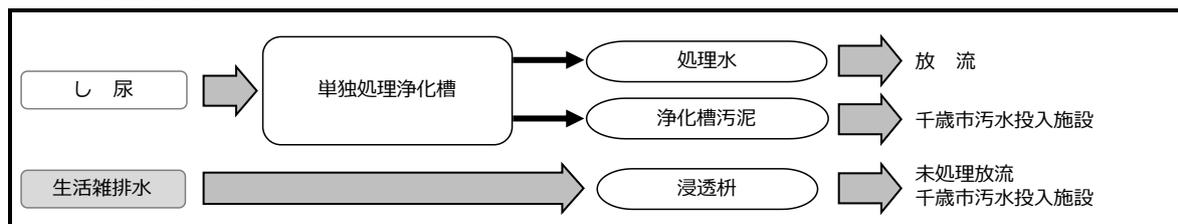
し尿及び生活雑排水は、宅地内に設置した合併処理浄化槽で処理し、きれいな水にして道路側溝等へ放流しています。

処理の過程で発生する汚泥はバキューム車で汲み取りし、千歳市污水投入施設に投入した後、浄化センターで処理しています。

※40 特定環境保全公共下水道：公共下水道のうち市街化区域以外において、景勝地や観光地などの生活環境や自然環境を守るために設置するものです。

※41 合併処理浄化槽：住宅（家庭）から出るし尿と生活雑排水（台所・風呂・洗濯水等）を微生物の働きを利用して、きれいな水にする施設です。

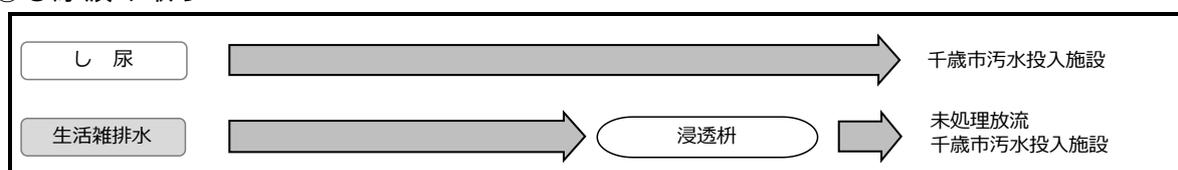
### ③ 単独処理浄化槽※42



し尿は宅地内に設置した単独処理浄化槽で処理し、きれいな水にして道路側溝等へ放流しています。

一方、生活雑排水は一般的に浸透枘で地下に浸透させて、定期的に浸透枘内の汚物をバキューム車で清掃し、その汚物を污水投入施設に投入した後、浄化センターで処理しています。

### ④ し尿汲み取り



し尿はバキューム車で汲み取りし、千歳市污水投入施設に投入した後、浄化センターで処理しています。

一方、生活雑排水は一般的に浸透枘で地下に浸透させて、定期的に浸透枘内の汚物をバキューム車で清掃し、その汚物を污水投入施設に投入した後、浄化センターで処理しています。

※42 単独処理浄化槽：住宅（家庭）から出るし尿を微生物の働きを利用してきれいな水にする施設ですが、生活雑排水は処理できません。なお、現在では新たに設置することはできません。

## 2 生活排水の処理の現状

### 処理形態別人口

処理施設毎の処理人口を表 2-1のとおり整理します。

表 2-1 処理形態別人口の実績

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	97,103	97,052	96,965	97,173	96,503
水洗化・生活雑排水処理人口	96,592	96,574	96,498	96,767	96,177
合併処理浄化槽人口	1,220	1,225	1,255	1,263	1,274
下水道人口 (下水道水洗化人口)	95,372	95,349	95,243	95,504	94,903
単独処理浄化槽人口 (水洗化・生活雑排水未処理人口)	64	64	64	64	64
非水洗化人口	447	414	403	342	262
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※千歳市住民基本台帳 3月31日現在によります。

### 生活排水処理施設の設置主体

(2) 生活排水処理施設の設置主体は表 2-2のとおりです。

表 2-2 生活排水処理の設置主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	設置主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等・千歳市
汚水投入施設	し尿及び浄化槽汚泥	千歳市
公共下水道	し尿及び生活雑排水	千歳市

(3)

### し尿・汚泥の処理

し尿及び浄化槽汚泥、雑排水汚泥は、汚水投入施設で、砂・し渣等を除去した後、希釈調整を行い、浄化センターで処理します。

表 2-3に汚水投入施設の概要を、表 2-4に処理の実績を示します。

表 2-3 汚水投入施設の概要

施設の名称	千歳市汚水投入施設
所在地	千歳市清流 1丁目 1番 4号
処理能力	28kℓ/日
処理方式	除砂、除し渣、希釈後下水道投入
完成年月日	平成 6年 3月 22日



写真 2 - 1 汚水投入施設

表 2 - 4 汚水投入施設の処理実績

(単位：kℓ/年)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿排出量	1,772.7	1,811.9	1,823.2	1,900.0	1,917.1
常設トイレし尿排出量	1,338.8	1,355.6	1,363.6	1,349.6	1,323.2
仮設トイレし尿排出量	433.9	456.3	459.6	550.4	593.9
浄化槽汚泥排出量	1,510.5	1,424.0	1,576.7	1,527.3	1,620.6
生活雑排水汚泥排出量	207.5	227.3	318.0	428.5	384.6
計	3,490.7	3,463.2	3,717.9	3,855.8	3,922.3
日数(日)	249	250	246	249	249
日平均処理量(kℓ/日)	14.0	13.9	15.1	15.5	15.8

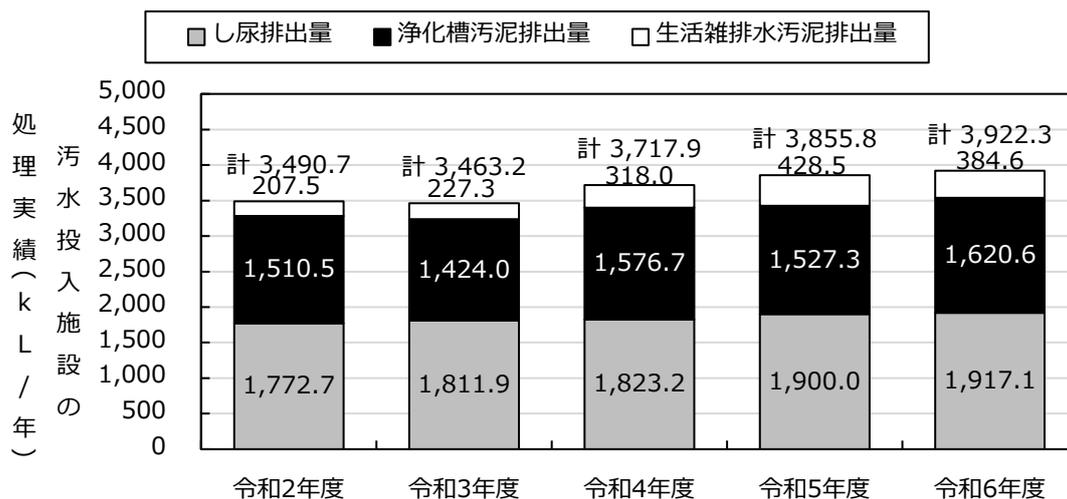


図 2 - 1 汚水投入施設の処理実績

また、し尿処理費用の推移を表 2-5に示します。

**表 2-5 し尿処理経費の推移**

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理量(kℓ/年)	収集運搬	1,772.7	1,811.9	1,823.2	1,900.0	1,917.1
	処理	3,490.7	3,463.2	3,717.9	3,855.8	3,922.3
し尿処理経費 (千円/年)	収集運搬	37,535	37,110	37,412	38,398	39,780
	処理	23,886	23,150	21,606	17,199	13,750
	計	61,421	60,260	59,018	55,597	53,530
1kℓ当たりの し尿処理経費(円/kℓ)	収集運搬	21,174	20,481	20,520	20,209	20,750
	処理	6,843	6,685	5,811	4,461	3,506
	計	28,017	27,166	26,331	24,670	24,256

### 3 生活排水の処理の課題

「し尿汲み取りの世帯」や「単独処理浄化槽の利用世帯」の生活排水を生活環境の向上及び公共用水域の汚濁防止、水質保全の観点から、公共下水道等や合併処理浄化槽への接続を促進する必要があります。

また、し尿、浄化槽汚泥、雑排水などの受入種別の処理費用について料金体系や方法などを検討する必要があります。

なお、災害時には仮設トイレの増設が予想されることから、し尿汲み取り体制等も検討する必要があります。

今後、汚水投入施設は、設置から30年以上が経過しており、今後も安定した処理を継続していくためには、適正な維持管理に加え、長寿命化計画を踏まえた計画的な修繕や更新を行う必要があります。

## 第3章

# 生活排水処理の基本目標・方針

## 1 生活排水処理の基本目標・方針

千歳市は、支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有しています。

水には様々な役割があるとともに、自然環境の中の重要な要素の一つであり、地域の快適な生活環境を生み出し、人々の心に潤いと安らぎを与えています。

このような豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐことが今の私たちに求められる責務といえます。

今後、下水道の整備普及を基本として「公共用水域の水質保全を図り、自然環境の保全と生活環境の向上を推進する」ことを基本目標と定め、下水道処理区域外の地域では、合併処理浄化槽の普及を促進し、し尿や浄化槽汚泥等の適正処理を行います。

## 2 生活排水処理の数量目標

公共下水道等の整備を促進するとともに、下水道処理区域内における水洗化の促進、さらには下水道処理区域外における合併処理浄化槽の普及を目標としています。

また、計画目標年におけるし尿及び浄化槽汚泥、生活雑排水汚泥の排出量を表 3-2に示します。

表 3-1 処理形態別人口

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和12年度 (計画目標年次)
計画処理区域内人口	96,503	96,000
水洗化・生活雑排水処理人口	96,177	95,943
合併処理浄化槽人口	1,274	1,373
下水道人口 (下水道水洗化人口)	94,903	94,570
単独処理浄化槽人口 (水洗化・生活雑排水未処理人口)	64	46
非水洗化人口	262	11
計画処理区域外人口	0	0

※合併処理浄化槽人口は個別排水処理整備事業によるものを含みます。

※計画目標年次の計画処理区域内人口は、下水道基本計画の推計値です。

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出目標

(単位：kℓ/年)

区 分	令和6年度	令和12年度 (計画目標年次)
し尿排出量	1,917.1	555
常設トイレし尿排出量	1,323.2	56
仮設トイレし尿排出量	593.9	499
浄化槽汚泥排出量	1,620.6	1,680
生活雑排水汚泥排出量	384.6	16
計	3,922.3	2,251
日数(日)	249	248
日平均処理量(kℓ/日)	15.8	9.1

※計画目標年次の仮設トイレの排出量は、過去5年間の平均値です。

※計画目標年次の浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥の排出量は、令和6年度実績から算定した数値です。

### 3 生活排水処理の施策

生活排水処理の数量目標を達成するための施策を、下水道と連携して次のとおりとします。

- ①公共下水道及び特定環境保全公共下水道が整備されている区域内的の世帯については、水洗化を促進します。
- ②下水道計画区域外の地域については、合併処理浄化槽を各戸に設置するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ③し尿及び浄化槽汚泥等の迅速かつ衛生的な収集運搬に努めるとともに、汚水投入施設の安全な管理運営に努め、生活環境及び公衆衛生の保持を図ります。
- ④下水道の普及や合併処理浄化槽への転換に伴うし尿収集量の減少を踏まえ、効率的な収集運搬及び処理体制の構築を図り、事業の円滑な運営を推進します。

## 第4章

# 生活排水の処理計画

## 1 生活排水を処理する区域

本計画の計画処理区域は、行政区全域とし、区域内には集合処理区域と個別処理区域を設定しています。

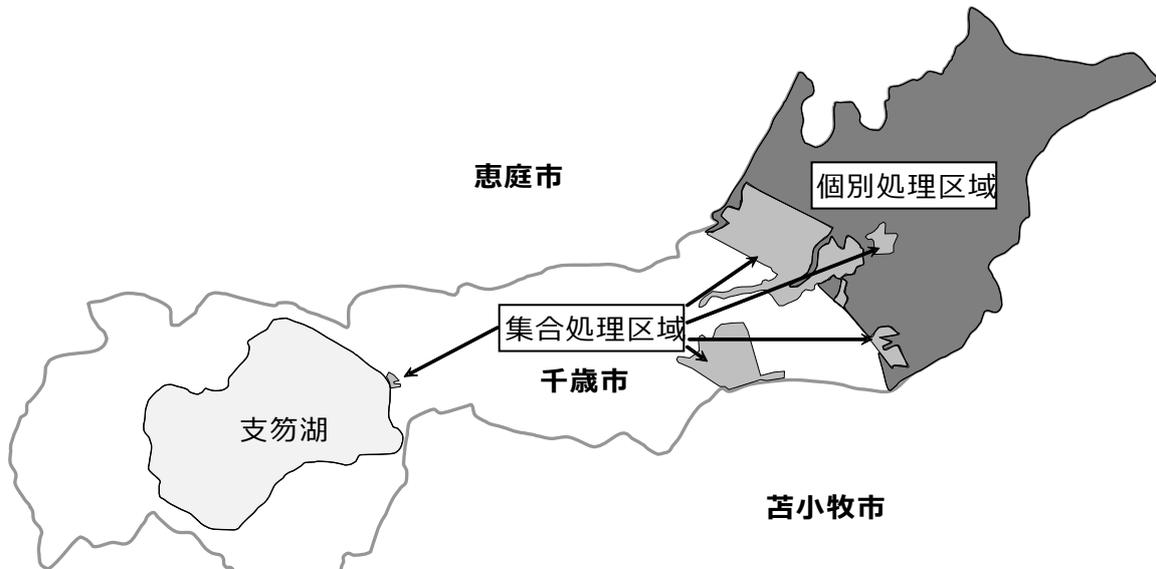


図 4 - 1 千歳市生活排水処理計画 概要図

## 2 生活排水の処理計画

個別処理区域では、個別に設置する合併処理浄化槽により生活排水を処理するものとし、その普及に努めるとともに、市は「個別排水処理施設整備事業」により、主に農村地域の住宅を対象とした合併処理浄化槽の設置促進と維持管理に努めます。

集合処理区域については、開発行為等に伴う下水道整備により、生活排水を処理していきます。

し尿及び浄化槽汚泥等の今後の排出量については、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置によって減少するため、汚水投入施設は計画目標年次まで安定して運転することができます。

今後も、し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理に努めるとともに、し尿及び浄化槽汚泥・生活雑排水の料金体系について、処理原価や社会情勢を考慮し、基本的に5年ごとに検討していきます。

また、災害時における対応についても、円滑かつ迅速な処理を図ります。



## 參考資料

# 1 計画収集人口の算定

表 ① 総人口及び計画収集人口の推計値

(単位：人)

年度	総人口 ①	自家処理人口 ②	計画収集人口 ①－②
令和7年度	98,073	239	97,834
令和8年度	98,600		98,361
令和9年度	99,128		98,889
令和10年度	99,655		99,416
令和11年度	100,183		99,944
令和12年度	100,710		100,471

## 2 廃棄物排出量等の計画

表② 廃棄物排出量実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画収集人口	人	95,510	96,041	96,461	96,629	97,047
一般廃棄物	t/年	37,699	37,095	37,139	38,343	38,219
家庭廃棄物	t/年	23,141	22,788	22,649	23,010	23,166
燃やせるごみ	t/年	13,005	12,717	13,548	13,539	13,742
燃やせないごみ	t/年	3,852	3,902	3,006	3,178	3,109
プラスチック製容器包装	t/年	733	727	717	765	782
有害ごみ	t/年	57	57	56	63	61
4種資源物	t/年	1,118	1,089	1,082	1,090	1,104
大型ごみ	t/年	189	200	199	210	219
使用済み小型家電	t/年	51	49	57	59	58
集団資源回収物	t/年	3,474	3,003	2,765	2,669	2,413
民間資源回収物	t/年	662	1,044	1,219	1,437	1,678
事業系一般廃棄物	t/年	14,558	14,307	14,490	15,333	15,053
焼却対象ごみ	t/年	11,558	11,552	11,925	12,516	12,139
破碎対象ごみ	t/年	2,818	2,610	2,428	2,591	2,473
埋立対象ごみ	t/年	182	145	137	226	441
民間処理施設搬入量	t/年	-	-	-	-	-
産業廃棄物	t/年	603	464	620	798	546
焼却対象ごみ	t/年	163	124	241	277	144
破碎対象ごみ	t/年	85	75	73	72	88
埋立対象ごみ	t/年	355	265	306	449	314
区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画収集人口	人	97,703	97,449	97,394	97,817	97,306
一般廃棄物	t/年	39,870	42,971	40,345	38,709	40,548
家庭廃棄物	t/年	23,910	23,442	23,199	22,104	21,629
燃やせるごみ	t/年	14,335	14,199	13,932	13,475	13,770
燃やせないごみ	t/年	3,428	3,293	3,297	3,060	2,520
プラスチック製容器包装	t/年	832	781	821	758	601
有害ごみ	t/年	59	86	73	77	75
4種資源物	t/年	1,151	1,161	1,126	1,119	1,126
大型ごみ	t/年	253	232	246	234	260
使用済み小型家電	t/年	47	38	39	31	31
集団資源回収物	t/年	2,205	2,101	2,054	1,825	1,737
民間資源回収物	t/年	1,601	1,552	1,612	1,526	1,507
事業系一般廃棄物	t/年	15,960	19,529	17,146	16,605	18,920
焼却対象ごみ	t/年	9,202	9,116	9,672	10,389	11,789
破碎対象ごみ	t/年	1,978	1,837	2,056	2,009	1,428
埋立対象ごみ	t/年	136	189	135	47	38
民間処理施設搬入量	t/年	4,645	8,387	5,283	4,161	5,665
産業廃棄物	t/年	550	541	564	506	420
焼却対象ごみ	t/年	162	127	103	140	129
破碎対象ごみ	t/年	86	47	39	35	24
埋立対象ごみ	t/年	302	366	422	331	268

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

表 ③ 1人1日当たりの廃棄物排出量実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画収集人口	人	95,510	96,041	96,461	96,629	97,047
一般廃棄物	g/人・日	1,078	1,058	1,055	1,087	1,076
家庭廃棄物	g/人・日	662	650	643	652	652
燃やせるごみ	g/人・日	372	363	385	384	387
燃やせないごみ	g/人・日	110	111	85	90	88
プラスチック製容器包装	g/人・日	21	21	20	22	22
有害ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2
4種資源物	g/人・日	32	31	31	31	31
大型ごみ	g/人・日	5	6	6	6	6
使用済み小型家電	g/人・日	1	1	2	2	2
集団資源回収物	g/人・日	99	86	79	76	68
民間資源回収物	g/人・日	19	30	35	41	47
事業系一般廃棄物	g/人・日	416	408	412	435	424
焼却対象ごみ	g/人・日	331	330	339	355	342
破碎対象ごみ	g/人・日	81	74	69	73	70
埋立対象ごみ	g/人・日	5	4	4	6	12
民間処理施設搬入量	g/人・日	-	-	-	-	-
産業廃棄物	g/人・日	17	13	18	23	15
焼却対象ごみ	g/人・日	5	4	7	8	4
破碎対象ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2
埋立対象ごみ	g/人・日	10	8	9	13	9
区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画収集人口	人	97,703	97,449	97,394	97,817	97,306
一般廃棄物	g/人・日	1,118	1,208	1,135	1,081	1,142
家庭廃棄物	g/人・日	670	659	653	617	609
燃やせるごみ	g/人・日	402	399	392	376	388
燃やせないごみ	g/人・日	96	93	93	85	71
プラスチック製容器包装	g/人・日	23	22	23	21	17
有害ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2
4種資源物	g/人・日	32	33	32	31	32
大型ごみ	g/人・日	7	7	7	7	7
使用済み小型家電	g/人・日	1	1	1	1	1
集団資源回収物	g/人・日	62	59	58	51	49
民間資源回収物	g/人・日	45	44	45	43	42
事業系一般廃棄物	g/人・日	448	549	482	464	533
焼却対象ごみ	g/人・日	258	256	272	290	332
破碎対象ごみ	g/人・日	55	52	58	56	40
埋立対象ごみ	g/人・日	4	5	4	1	1
民間処理施設搬入量	g/人・日	130	236	149	116	160
産業廃棄物	g/人・日	15	15	16	14	12
焼却対象ごみ	g/人・日	5	4	3	4	4
破碎対象ごみ	g/人・日	2	1	1	1	1
埋立対象ごみ	g/人・日	8	10	12	9	8

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

表④ 資源物の排出量の実績

(単位：t/年)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般廃棄物排出量	37,699	37,095	37,139	38,343	38,219
総再資源化量	6,233	5,860	5,740	5,819	5,760
プラスチック製容器包装	169	200	204	196	196
有害ごみ	57	57	56	63	61
4種資源物	896	879	776	750	801
使用済み小型家電	51	49	57	59	58
集団資源回収物	3,474	3,004	2,765	2,669	2,413
民間資源回収物	662	1,044	1,218	1,438	1,678
破碎処理後再資源化量	925	627	664	643	552
リサイクル率	16.5%	15.8%	15.5%	15.2%	15.1%
北海道のリサイクル率	24.3%	24.3%	24.3%	23.9%	23.2%
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般廃棄物排出量	39,870	42,971	40,345	38,709	40,548
総再資源化量	10,210	13,728	10,579	9,158	10,549
プラスチック製容器包装	224	229	216	297	297
有害ごみ	59	86	73	77	75
4種資源物	826	808	784	776	782
使用済み小型家電	47	38	39	31	31
集団資源回収物	2,205	2,101	2,054	1,825	1,737
民間資源回収物	1,601	1,552	1,612	1,526	1,507
民間処理施設資源化量	4,645	8,387	5,283	4,161	5,665
破碎処理後再資源化量	605	526	519	466	455
リサイクル率	25.6%	31.9%	26.2%	23.7%	26.0%
北海道のリサイクル率	23.4%	23.5%	22.9%	22.8%	集計中

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

※プラスチック製容器包装、4種資源物について、それぞれの排出量から残渣量を引いた再資源化量を表記しています。

※破碎処理後再資源化量は、破碎処理場の選別処理で資源物として回収された鉄分及びアルミの量です。

※民間処理施設における資源化量を含みます。

※北海道のリサイクル率は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）の数値を引用しています。

表⑤ 不法投棄・不適正排出の発生状況

(単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄	157	358	359	230	147	224	168	187	142	88
不適正排出	85	112	219	192	189	256	167	165	69	44
計	242	470	578	422	336	480	335	352	211	132

表⑥ 廃棄物処理費用の実績

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
廃棄物処理費用 (千円)	収集運搬	371,707	364,258	366,261	376,819	414,425
	廃棄物処理	1,265,904	1,018,945	1,077,170	1,054,133	1,063,016
	再資源化	201,951	198,436	210,733	164,593	123,775
	計	1,839,562	1,581,639	1,654,164	1,595,545	1,601,216
計画収集人口(人)		95,510	96,041	96,461	96,629	97,047
1人当たりの廃棄物処理費用 (円)		19,260	16,468	17,149	16,512	16,499
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
廃棄物処理費用 (千円)	収集運搬	410,696	408,066	427,905	438,242	546,010
	廃棄物処理	1,133,974	1,163,512	1,516,199	1,491,909	1,086,331
	再資源化	118,841	118,839	136,979	140,940	174,080
	計	1,663,511	1,690,417	2,081,083	2,071,091	1,806,421
計画収集人口(人)		97,703	97,449	97,394	97,817	97,306
1人当たりの廃棄物処理費用 (円)		17,026	17,347	21,368	21,173	18,564

※一人当たりの廃棄物処理費用(円/人・年) = 廃棄物処理費用(千円/年) ÷ 計画収集人口(人) × 1,000

施策取組の実施にかかる数値目標に基づき算定した1人1日当たり廃棄物排出量の目標値は、表⑦のとおりです。

表⑦ 1人1日当たり廃棄物排出量の目標値

(単位：g/人・日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画収集人口(人)	97,834	98,361	98,889	99,416	99,944	100,471
廃棄物排出量総量	1,029.67	1,026.13	1,021.65	1,019.52	1,016.43	1,013.50
一般廃棄物	1,018.22	1,014.99	1,010.82	1,008.93	1,006.07	1,003.36
家庭廃棄物	609.00	606.56	604.13	601.69	599.26	596.82
燃やせるごみ	349.49	348.26	346.72	345.83	344.71	343.64
燃やせないごみ	61.86	58.97	55.87	53.30	50.52	47.77
プラスチック製容器包装	30.27	31.08	31.99	32.71	33.50	34.25
有害ごみ	2.72	2.79	2.87	2.92	2.99	3.05
4種資源物	41.14	41.86	42.66	43.21	43.83	44.45
大型ごみ	5.40	5.38	5.39	5.35	5.35	5.32
使用済み小型家電	1.43	1.42	1.44	1.43	1.43	1.42
集団資源回収物	105.66	105.45	105.49	104.94	104.63	104.30
民間資源回収物	1.76	1.87	1.99	2.09	2.22	2.32
その他紙製容器包装	9.27	9.50	9.73	9.89	10.09	10.31
事業系一般廃棄物	409.22	408.42	406.68	407.26	406.80	406.52
焼却対象ごみ	311.01	310.42	309.08	309.52	309.20	308.97
破碎対象ごみ	92.89	92.71	92.31	92.44	92.35	92.28
埋立対象ごみ	5.31	5.30	5.27	5.28	5.27	5.27
産業廃棄物	11.45	11.14	10.83	10.58	10.36	10.14
焼却対象ごみ	3.50	3.43	3.32	3.22	3.15	3.08
破碎対象ごみ	0.64	0.61	0.61	0.61	0.60	0.60
埋立対象ごみ	7.31	7.10	6.91	6.75	6.61	6.46
日数(日)	365	365	366	365	365	365

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

※産業廃棄物については、過去5年間の実績値をもとに算定した推計値です。

表①の計画収集人口と表⑦により算定した廃棄物排出量の目標値を表⑧に示します。

**表⑧ 廃棄物排出量の各年度の目標値**

(単位：t/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画収集人口(人)	97,834	98,361	98,889	99,416	99,944	100,471
廃棄物排出量総量	36,769	36,840	36,977	36,995	37,079	37,167
一般廃棄物	36,360	36,440	36,585	36,611	36,701	36,795
家庭廃棄物	21,747	21,777	21,866	21,833	21,861	21,887
燃やせるごみ	12,480	12,503	12,549	12,549	12,575	12,602
燃やせないごみ	2,209	2,117	2,022	1,934	1,843	1,752
プラスチック製容器包装	1,081	1,116	1,158	1,187	1,222	1,256
有害ごみ	97	100	104	106	109	112
4種資源物	1,469	1,503	1,544	1,568	1,599	1,630
大型ごみ	193	193	195	194	195	195
使用済み小型家電	51	51	52	52	52	52
集団資源回収物	3,773	3,786	3,818	3,808	3,817	3,825
民間資源回収物	63	67	72	76	81	85
その他紙製容器包装	331	341	352	359	368	378
事業系一般廃棄物	14,613	14,663	14,719	14,778	14,840	14,908
焼却対象ごみ	11,106	11,145	11,187	11,232	11,279	11,331
破碎対象ごみ	3,317	3,328	3,341	3,354	3,369	3,384
埋立対象ごみ	190	190	191	192	192	193
産業廃棄物	409	400	392	384	378	372
焼却対象ごみ	125	123	120	117	115	113
破碎対象ごみ	23	22	22	22	22	22
埋立対象ごみ	261	255	250	245	241	237
日数(日)	365	365	366	365	365	365

※産業廃棄物については、過去5年間の実績値をもとに算定した推計値です。

廃棄物排出量の各年度の目標値から算定したリサイクル率の目標値は、表⑨のとおりです。

**表⑨ リサイクル率の目標値**

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
リサイクル率	%	26.0%	26.2%	26.4%	26.6%	26.8%	27.0%
一般廃棄物排出量	t/年	36,360	36,440	36,585	36,611	36,701	36,795
総再資源化量	t/年	9,454	9,547	9,658	9,739	9,836	9,935

※総再資源化量は、破碎処理後再資源化の鉄分及びアルミの回収量を加え、プラスチック容器包装及び4種資源物の中間処理残渣量を引いた値です。

### 3 生活排水処理の目標値

表 ⑩ 処理形態別人口の目標値

(単位：人)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画処理区域内人口	96,600	96,400	96,300	96,100	96,000
水洗化・生活雑排水処理人口	96,358	96,208	96,146	95,994	95,943
合併処理浄化槽人口	1,304	1,321	1,339	1,355	1,373
下水道人口 (下水道水洗化人口)	95,054	94,887	94,807	94,639	94,570
単独処理浄化槽人口 (水洗化・生活雑排水未処理人口)	58	55	52	49	46
非水洗化人口	184	137	102	57	11
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

表 ⑪ 污水投入施設の処理の目標値

(単位：kℓ/年)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
し尿排出量	1,491	1,238	1,046	803	555
常設トイレし尿排出量	929	692	515	288	56
仮設トイレし尿排出量	562	546	531	515	499
浄化槽汚泥排出量	1,638	1,648	1,659	1,669	1,680
生活雑排水汚泥排出量	270	201	150	84	16
計	3,399	3,087	2,855	2,556	2,251
日数(日)	248	249	248	248	248
日平均処理量(kℓ/日)	13.7	12.4	11.5	10.3	9.1

---

## 第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画〔改訂版：第2版〕

---

令和8年3月発行

発行 千歳市

編集 千歳市 市民環境部 環境センター

〒066-0012 千歳市美々758番地54

TEL 0123-23-2110（代表） FAX 0123-23-2492

ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>

ごみ分別の手引きやごみ減量マニュアルで  
適正な分別ができたわ。みなさんも協力してね。

